



Report

2021
[令和3年]

HIROSHIMA MIDORI SHINKIN BANK



いつでもどこでもハートフル

広島みどり信用金庫

ごあいさつ

HIROSHIMA MIDORI SHINKIN BANK

GREETING



皆様には、平素より広島みどり信用金庫に格別のご愛顧を賜り、衷心より厚くお礼申し上げます。

ここに、当金庫の経営内容や1年間の活動状況をご報告するディスクロージャー誌「REPORT 2021」を作成いたしましたので、ご高覧いただき、当金庫へのご理解を一層深めていただければ幸いに存じます。

令和2年度の日本経済は新型コロナウイルスの感染拡大によって、飲食業や観光業を中心に非常に厳しい状況が続いており、今後も感染の拡大状況によっては、種々影響を及ぼすことが予想されます。また、新型コロナウイルス感染症は、テレワークやオンライン会議の導入、キャッシュレス決済の普及など、ウイズコロナを見据えた社会やビジネスモデル自体に大きな変化を引き起こしております。

地方においては、人口減少や少子高齢化の加速度は増しており、経営者の高齢化等の構造的な問題が一層深刻化している状況であります。

金融機関を取り巻く経営環境をみると、長期に亘って執られ続けている超低金利政策により収益力は一段と厳しさを増すものと思われま

す。このような環境下、地域金融機関としてお客様との接点の充実を図り、営業基盤の強化に努めてまいりました。その結果、預金平均残高については961億円、貸出金平均残高については358億円とともに事業計画を達成

することができました。収益面では、本業での収益を示すコア業務純益は前期比85百万円増加の388百万円となり、最終的な当期純利益は156百万円とすることができました。

金融機関の健全性・安全性を示す重要指数である自己資本比率は17.94%となり国内基準で求められている4%を大きく上回る水準となっております。

これも偏に、会員の皆様方をはじめ、お取引先各位のご支援ご協力の賜物と厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年度は当金庫の中期経営計画（令和2年4月～令和5年3月）の中間年度となります。新型コロナウイルス感染症で地域が苦境にあえぐ中、会員、お客様、そして地域の課題解決を第一に行動し、お客様とのリレーションシップを追求していくことを究極の目標といたします。

従前にも増して、地域の皆様から信頼される信用金庫を目指してまいり所存でございますので、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年7月

理事長 **小林 明宗**

【基本方針】

1. 中小企業並びに国民大衆のための金融機関として産業経済の繁栄に貢献することを目的とする。
2. 役職員は和協一致目的達成に努力する。

【経営方針(令和3年度)】

1. 地域との信頼関係を構築し、「非価格競争力」の強化を図り、収益向上への取り組み
2. 事業者支援に加え、SDGsの視点を持ち、社会的課題への取り組み
3. 理念教育の強化により社会的役割を理解する人材教育への取り組み
4. 健康で働きやすい職場づくりで「生産性の向上」と「業務効率化」に努める

【経営理念(中期経営計画)】

1. コンプライアンス態勢の徹底・進化を目指し、地域社会に貢献する。
2. お客様第一主義に徹し、地域ニーズに応え利便性向上を図る。
3. 一人ひとりの個性と能力を最大限に発揮できる職場環境を創造する。



シンボルマークの意味

みどり(MIDORI)の頭文字Mを図案化したものです。鳥が羽ばたくイメージによって躍動感を、連なる山々のイメージによって融合感を表現し、未来への飛躍・発展する当金庫の姿を表しています。カラーは中国山地に萌える新緑を思わせるようなグリーン。地域とともに実り豊かに成熟していくことを意味しています。

M	MIND	まごころ
I	INFORMATION	情報
D	DYNAMIC	活力
O	OUR	わたしたちの
R	REAL	真実
I	INNOVATION	革新

CONTENTS

ごあいさつ 1

基本方針、経営方針、経営理念、
シンボルマークの意味、コンテンツ 2

事業の概況

業績の概要 3~ 4

地域社会との関わり 5~ 6

地域密着型金融への取り組み 7~ 9

SDGsへの取り組み 9

TOPIX 10

みどりしんきんについて

組織体制 11

店舗一覧 12

営業のご案内 13~20

経営管理態勢について 21~26

総代会制度について 27~28

資料編

経営内容 29~38

不良債権等への対応 39~40

自己資本の充実の状況 41~46

沿革 47

索引 48

※本誌は、信用金庫法第89条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

※本誌では、原則として単位未満切り捨てのうえ表示しております。したがって、合計を表示している欄等との数値が一致しない場合があります。

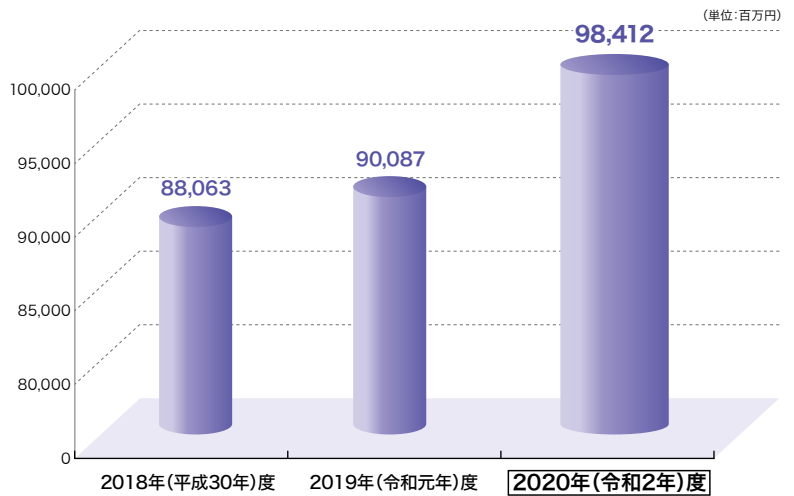
業績の概要

預金積金の状況

【預金積金残高】
98,412百万円

地域の皆様から大切な資金をお預けいただき、期末残高は対前年度比8,325百万円増加の98,412百万円となりました。

地域のお客様の着実な資産づくりのお手伝いをさせていただくため、新商品の開発やサービスの一層の充実に向け努力してまいります。

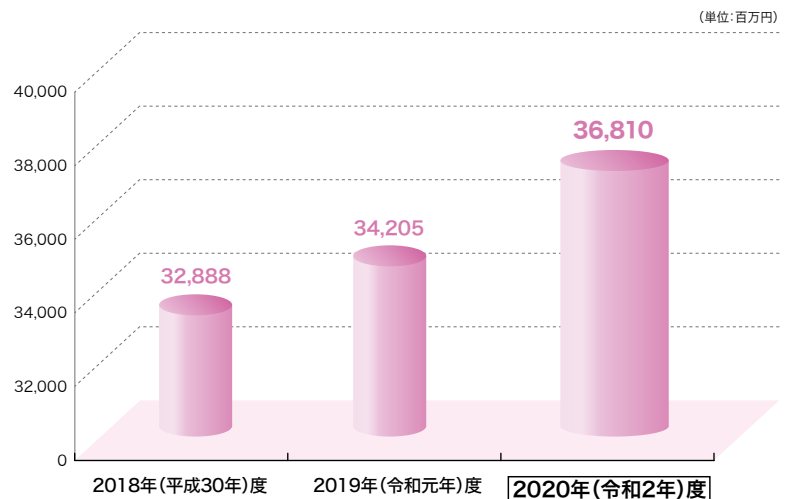


貸出金の状況

【貸出金残高】
36,810百万円

地域の皆様に幅広く利用いただいております。期末残高は対前年度比2,605百万円増加の36,810百万円となりました。

お客様の様々な資金ニーズにお応えし、地域経済の維持と発展のため、円滑な資金供給を行う形でお客様や地域社会へご融資としてご利用いただいております。



有価証券の状況

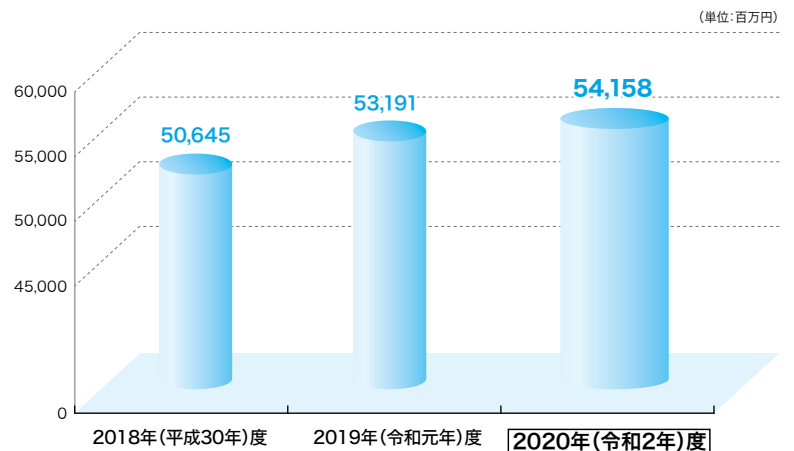
【有価証券残高】
54,158百万円

お客様からお預かりした資金の一部は、有価証券で安全性を重視し堅実に運用しております。

その他有価証券で時価のあるもの

(単位:百万円)

区分	令和2年度		
	貸借対照表計上額	取得原価	差額
その他有価証券	50,149	49,705	443
株式	303	117	185
債券	37,420	36,873	547
その他	12,425	12,714	△289



満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位:百万円)

区分	令和2年度		
	貸借対照表計上額	時価	差額
満期保有目的の債券	3,996	3,905	△91

収益の状況

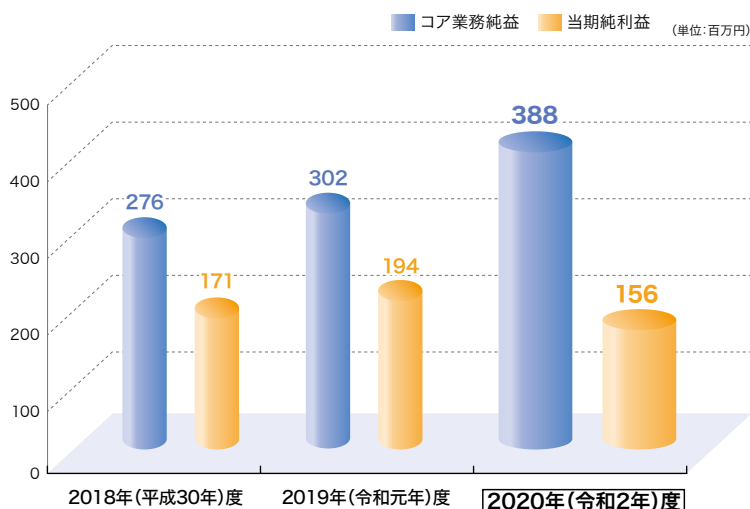
【コア業務純益】388百万円

【当期純利益】156百万円

金融機関本来の事業活動による利益を表すコア業務純益388百万円(対前年度比85百万円増加)、当期純利益156百万円(対前年度比37百万円減少)と対前年度比増収減益となりました。

コア業務純益とは

貸出金や有価証券等の受入利息や手数料などの収入から、預金等の支払利息や支払手数料、経費などを差し引いた「業務純益」から、一般貸倒引当金及び国債等債券の損益を控除したもので、金融機関本来の事業活動による利益を表しております。



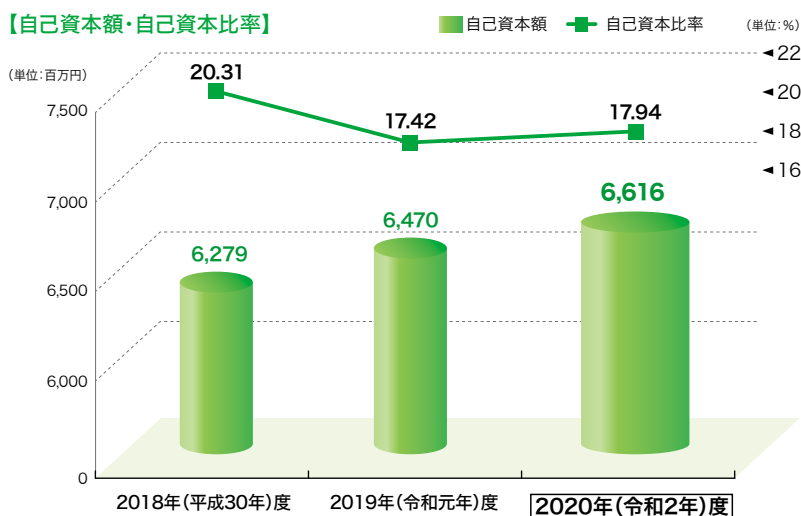
自己資本の状況

【自己資本比率】17.94%

自己資本額は、対前年度比146百万円増加の6,616百万円となりました。永年の利益からの蓄積である内部留保(無コスト資金)を中心に自己資本の増強をはかっており、自己資本の内容は充実しております。

金融機関の健全性を示す代表的な指標である自己資本比率は、対前年度比0.52ポイント上がり17.94%となり、自己資本比率規制における国内基準の4%を大幅に上回る高い水準を維持しております。

【自己資本額・自己資本比率】



不良債権の状況

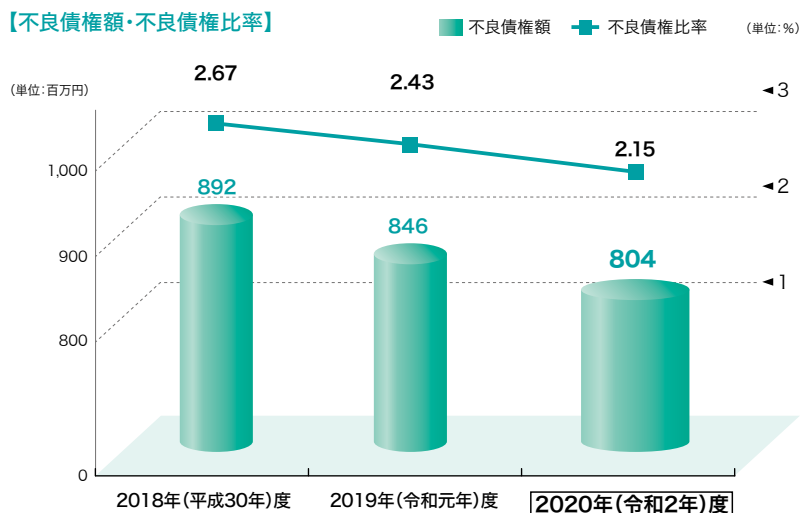
【不良債権比率】2.15%

金融再生法に基づく不良債権額は、対前年度比42百万円減少し、804百万円となりました。

この結果、総与信に占める開示債権の不良債権比率は、対前年度比0.28ポイント改善し、2.15%となりました。

法令等に基づき厳格な償却・引当を行っており、経営の安全性に懸念ありません。今後におきましても、資産の健全性をより強固なものとするため、一層、リスク管理の徹底・強化に努めてまいります。

【不良債権額・不良債権比率】



地域社会との関わり

地域社会との
関わり

〈預金積金〉

98,412百万円

お客様の着実な資産づくりのお手伝いをさせていただくため、目的や期間に応じて選択いただけますよう、新商品の開発や一層のサービス充実に努めております。

〈出資金〉

314百万円

8,000人を超える会員の皆様に支えられ、堅実な経営を行っております。

みどり
しんぎん

【常勤役職員数】
80名
【店舗数】
9店舗

広島みどり信用金庫は 地元の発展に尽くします。

みどりしんぎんは、広島県北地域を主な事業区域として、地元の中小企業者や住民の方々が会員となっており、お互いに助け合い、発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

地元のお客様からお預かりした大切な資金（預金積金）は、地元で資金を必要とされるお客様に、融資を通じて事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域経済の発展に努めております。

また、各種金融サービスの提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

(注) 各種計数は令和3年3月末現在のものです。

**お客様・
会員の皆様**

【会員数】
8,019名

〈地域貢献活動〉

お取引先企業、事業者への経営サポートなど地域密着型金融の推進に取り組んでおります。
また、地域社会の一員として、豊かで活力ある地域社会の実現を願い、地域の祭りやボランティア活動に積極的に参加しております。

〈各種支援サービス〉

お客様の日常生活に役立つ非金融サービスとして、「なんでも相談」専用ダイヤルの設置等を行い様々な相談やご要望にお応えしております。
また、外部専門機関や専門家を活用した事業承継支援や経営改善支援など様々な支援を実施しております。

〈貸出金〉

36,810百万円

お客様の様々な資金ニーズにお応えし、地域経済の活性化に役立てるため、円滑な資金供給を行う形でお客様や地域社会へご融資としてご利用いただいております。

〈ご融資以外の運用〉

【有価証券】 54,158百万円
【預け金】 12,324百万円

お預かりしている資金の一部は、有価証券や預け金で運用しております。運用にあたっては、適切なリスク管理のもと、安全な運用に努めております。

地域密着型金融への取り組み

中小企業並びに地域社会の繁栄に奉仕することを基本理念とし役職員一丸となって地域密着型金融に取り組んでおります。今後とも、中小企業小規模事業者の方がお持ちの様々な経営課題にきめ細やかに対応できる態勢を整備していく方針です。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組み状況

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた事業者を支援するため、相談窓口の開設やコロナ関連融資制度を創設する等、積極的に取り組んでおります。
- 取引先企業の抱える各種課題等に対し解決に向けたアドバイスを行うとともに、ビジネスマッチングや専門家派遣、外部機関等と連携し、企業価値向上に向けた本業支援に取り組んでおります。
- 創業計画の策定から資金相談まで外部の専門家や行政と連携し、地域の創業や事業者の新事業に係る支援に取り組んでおります。
- 広島県事業承継・引継ぎ支援センターと連携し、後継者問題等に悩みを抱える事業者の支援に取り組んでおります。
- 地域の次世代を担う「若手経営者の会（みどりしんきん SBC）」を組織し、異業種交流や体験発表研修会及び企業視察等の活動を通じて、後継者としての育成支援や人的ネットワークづくりのお手伝いを行っております。
- 2020年7月9日に広島県内4信用金庫と信金中央金庫等と連携し、「広島県しんきん事業承継ネットワーク」を発足いたしました。地元の産業や技術、雇用を守るため、広島県内4信用金庫間の連携を強化してまいります。



広島県しんきん事業承継ネットワーク発足

事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法

- 定量的及び定性的要因を反映した信用格付けに基づく審査や債務者の実態と将来の見通しを踏まえた取り組みを行っております。
- 地方創生を意識したコンサルティング機能の発揮や担保・保証に過度に依存せず事業性評価に基づいた適切なリスクテイクを行う取り組みを継続的に行っております。
- 研修等による知識の習得や取引先企業の職場へ職員を派遣する異業種体験型研修等により企業の将来性や技術力を的確に評価し、企業価値を高めることのできる人材育成に力を入れております。



事業承継支援実践研修



異業種体験型研修

「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み

- 「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様から借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しております。
- 経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人与経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討する等、適切な対応に努めております。

- 令和2年度新規に無保証で融資をした件数は33件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は5.94%、保証契約を解除した件数は13件です。
- 保証債務整理については、当金庫をメイン金融機関として成立に至った「経営者保証に関するガイドライン」に基づく申出はありませんでした。

金融円滑化に対する取り組み

- 地域金融円滑化のための基本方針

地域の中小企業及び個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与する事が最も重要な社会的使命の一つと位置づけ、以下の方針に基づき地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでおります。

【取組方針】

地域の中小企業及び個人のお客様への安定した資金供給は事業地域が限定された協同組織金融機関である当金庫にとっては最も重要な社会的使命であり、お客様の資金需要や貸付条件の変更等のお申し込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向け真摯に取り組みます。

【他の金融機関との緊密な連携】

複数の金融機関から借入れを行っているお客様からの貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認や照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めております。

地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

- 地域社会の一員として豊かで活力のある地域社会の実現を願い、金融サービスの提供にとどまらず、地域行事やボランティア活動など広く地域活動に積極的に参加しております。
- お客様満足度の向上を重視した経営態勢を確立するため、本来の金融サービスはもちろん、お客様の日常生活に役立つ非金融サービスである「なんでも相談」専用ダイヤルを設置するなど様々な相談にお応えしております。
- 広島県と「がん検診推進に関する協定書」の締結を行い、引き続き今年度もがん検診受診率向上の取り組みを支援するため「がん検診応援定期預金ふせがんと」の取り組みを行いました。
- 当金庫で年金を受給されている方を対象に、現金の引き出しや支払などの手続きができない方に対して見守り活動を兼ねた「高齢者安心サポートサービス」の取り扱いを行っております。

- 創業100周年事業として、新型コロナウイルス感染症に対応するため、「庄原市・三次市」の両市に対して消毒液各400本を寄贈しております。



特殊詐欺被害防止表彰（本店営業部）



特殊詐欺被害防止表彰（高野支店）

- 特殊詐欺を未然に防いだとして、庄原警察署から令和2年10月21日に本店営業部、令和2年12月10日に高野支店へ感謝状が贈られました。今後も特殊詐欺防止に全力を尽くしてまいります。

地域活性化への取り組み

- 庄原市との包括連携協定について

住民が安心して、希望を持って生活できる街づくりに向け、包括連携協定に基づき、①地域経済の活性化、②地域産業の振興、③観光交流の推進、④健康増進、⑤高齢者及び障害者の支援、⑥子育て支援、⑦教育文化の振興、⑧災害時の支援等の取り組みを行っております。

また、「災害時における避難所施設利用に関する覚書」を締結し、本店営業部を指定緊急避難場所としております。災害時に避難された方への対応は当金庫職員が行います。

○三次市との文化・観光まちづくりに関する連携協定について

三次市域における文化・観光まちづくりによる経済の活性化、地域間交流の促進や文化の創造を相互の連携により推進するため連携協定を締結しております。

【連携事項】

- ①三次市域における文化・観光まちづくりによる経済の活性化
- ②三次市域における文化・観光まちづくりによる地域間交流の促進と文化の創造
- ③その他両機関が協議し必要と認める連携

》 環境への取り組み（CSR）

○環境問題への取り組みが企業の社会的責任であることを認識し、役職員全員で環境保全活動に取り組んでおります。

【省エネルギー対策に係る主な取り組み】

- ・クールビズを実施（5月～10月）しております。営業室・オフィスの冷房設定温度を28℃とするとともに、ノー上着、ノーネクタイを励行し、CO₂の削減に取り組んでおります。
- ・ウオームビズを実施（11月～4月）しております。営業室・オフィスの暖房設定温度を20℃とするとともに、暖がとれる服装を励行し、CO₂の削減に取り組んでおります。
- ・電気、ガス、水道、コピー用紙、ガソリン等の無駄な使用の削減に努めております。

TOP
I
X

》 SDGs への取り組み

当金庫は、SDGsの目指す持続可能な社会に向けた取り組みに賛同し、地域とともに未来へ歩み続ける地域金融機関を目指します。

みどりしんきん SDGs 宣言

1. 地域の繁栄

中小企業及び地域住民のニーズや課題に応じ、融資等の金融サービス又は各種の課題解決手段等の提供を行うことで、中小企業の成長や地域の繁栄に貢献してまいります。



2. みんなの幸福

人口減少や少子高齢化の進展、それらに伴う地域の持続可能性の低下が到来しています。シニア世代や子どもを中心に、みんなの幸福の実現のため、きめ細かいサポートサービスに努めてまいります。



3. 地球環境の保全

気候変動や環境問題は、地域のみならず全世界の生き物にとって最重要課題です。社会全体の環境保全に向けたCSRはもちろんのこと、環境問題に配慮した投資を推進し、地球環境の保全に努めてまいります。



2020

4月

1日 ● 新入職員入庫式
● 窓口営業時間変更
(西城支店・高野支店・三良坂支店)
● 「いい値！マイカーローン」取扱開始

6日～15日 ● 春の全国交通安全運動ボランティア活動

5月

18日 ● コロナ関連融資「みどりしんきん
テイクアウト・デリバリー関連特別融資」
取扱開始

6月

12日～16日 ● 「信用金庫の日」における交通安全
ボランティア活動



18日 ● 第72期通常総代会

25日 ● 独立行政法人国際協力機構が発行する
社会貢献債(ソーシャルボンド)への投資

7月

1日 ● コロナ関連融資「生活資金支援ローン」
取扱開始

9日 ● 広島県しんきん事業承継ネットワークに
関する協定締結

15日 ● みどりしんきん「創業100周年記念定期預金」
販売開始

16日 ● 夏の交通安全運動ボランティア活動

8月

4日 ● 第45回赤い羽根共同募金チャリティー
グラウンドゴルフ大会ボランティア活動

12日 ● 創業100周年事業「庄原市・三次市」へ
消毒液各400本寄贈



8月



14日 ● 創業100周年記念日

31日 ● パーソルホールディングス株式会社との業
務提携締結(人材紹介サービス)

9月

16日 ● みどりしんきん住宅ローン
「住まい応援プラン」取扱開始

21～30日 ● 秋の全国交通安全運動ボランティア活動

10月

1日 ● 広島県内4しんきん共同企画マイカー
ローンキャッシュバックキャンペーン
(10/1～12/30)

30日 ● 預金量1,000億円達成
● オンライン・ビジネスフェア
「しんきんフードEXPO 2020」参加
(10/30～11/20)

11月

1日 ● WARM BIZ (ウオームビズ)取組開始

3日 ● ジョイフル三日の市プリンセスデー
「あなたを輝かせる5つのコツ」に
職員がパネリストとして参加

7日 ● 備北障害者就業・生活支援センター主催
「金融出前講座」に職員が講師として参加



2021

3月

2日 ● 事業承継・M&Aオンラインセミナー開催

TOPIX

組織体制

金庫の主要な事業の内容

●預金業務

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、譲渡性預金等を取り扱っております。

●貸出業務

◎貸付／手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。

◎手形の割引／商業手形等の割引を取り扱っております。

●有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、その他の証券に投資しております。

●内国為替業務

振込、送金及び代金取立等を取り扱っております。

●附帯業務

◎代理業務

- ・日本銀行歳入代理店
- ・地方公共団体の公金収納代理業務
- ・信金中央金庫・住宅金融支援機構・日本政策金融公庫・福祉医療機構等の代理貸付業務
- ・中小企業基盤整備機構・勤労者退職金共済機構の代理店業務

◎貸金庫業務

◎債務の保証

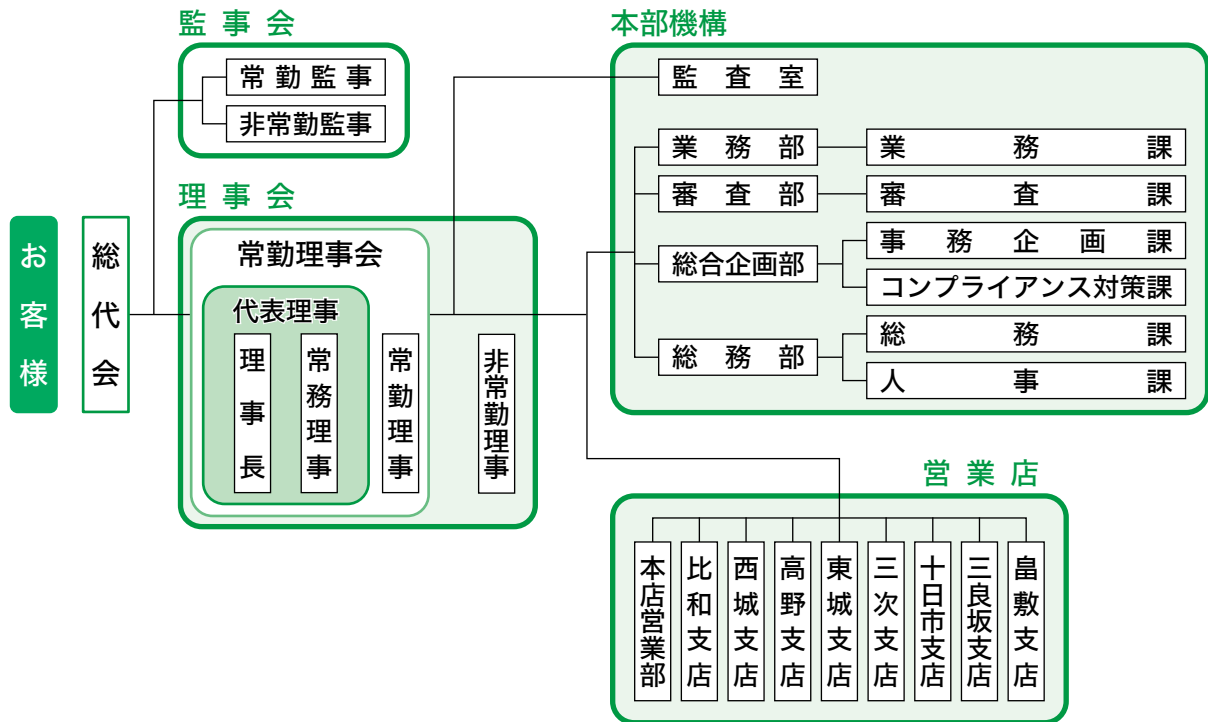
◎国債等公共債の窓口販売

◎保険商品の窓口販売

◎スポーツ振興くじの払戻業務

◎電子債権記録業に係る業務

組織図 (令和3年7月1日現在)



役員一覧 (令和3年7月1日現在)

理事長 (代表理事)	小林 明 宗	常勤理事	伏 谷 康 則	常勤監事	井 澤 一 憲
常務理事 (代表理事)	畠 山 一 之	理 事	古 永 雅 則 ※1	監 事	松 園 真
常務理事 (代表理事)	田 邊 篤 博	理 事	中 本 淳 ※1	員外監事	光 井 俊 明 ※2
常勤理事	大 田 幸 弘	理 事	奥 井 智 裕 ※1		

(※1) 理事 古永雅則、中本淳、奥井智裕 は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

(※2) 監事 光井俊明 は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

店舗一覧 (令和3年7月1日現在)

本店営業部



庄原市西本町三丁目1-8 TEL.0824-72-1151
 本店営業部長 神田 和美
 [窓口営業時間] 9:00~15:00

- ジョイフルナガエATMコーナー
庄原市西本町二丁目19番1号
- 庄原市役所ATMコーナー
庄原市中本町一丁目10番1号
- ザ・ビッグ庄原店ATMコーナー
庄原市板橋町字宮之脇150番地の1
- 口和ATMコーナー
庄原市口和町永田495番地17
- ウィル西城ATMコーナー
庄原市西城町大佐741番地1
- 三次プラザATMコーナー
三次市十日市一中一丁目1番10号
- サングリーンATMコーナー
三次市十日市東四丁目1番30号
- 三次フードセンター塩町店ATMコーナー
三次市江田川之内町503番地の2



比和支店

庄原市比和町
比和777-1
TEL0824-85-2011
支店長 大塚 洋美
[窓口営業時間]
午前の部 9:00~11:30
午後の部 12:30~15:00



西城支店

庄原市西城町
西城180-1
TEL0824-82-2300
支店長 田丸 修
[窓口営業時間]
午前の部 9:00~11:30
午後の部 12:30~15:00



高野支店

庄原市高野町
新市1120-3
TEL0824-86-3037
支店長 横山 香奈子
[窓口営業時間]
午前の部 9:00~11:30
午後の部 12:30~15:00



東城支店

庄原市東城町川東1175
(庄原市役所 東城支所内)
TEL08477-3-0026
支店長 倉橋 尚征
[窓口営業時間]
午前の部 9:00~11:30
午後の部 12:30~15:00



三次支店

三次市三次町
1539-9
TEL0824-63-5231
支店長 加井妻 豊則
[窓口営業時間]
午前の部 9:00~11:30
午後の部 12:30~15:00



十日市支店

三次市十日市中
二丁目4-20
TEL0824-63-5234
支店長 武口 純也
[窓口営業時間]
9:00~15:00



三良坂支店

三次市三良坂町
三良坂5048-4
TEL0824-44-2227
支店長 重頭 寿紀
[窓口営業時間]
午前の部 9:00~11:30
午後の部 12:30~15:00



畠敷支店

三次市畠敷町
894-4
TEL0824-63-5236
支店長 山岡 俊恵
[窓口営業時間]
午前の部 9:00~11:30
午後の部 12:30~15:00

営業のご案内

預金業務

種類	内容	期間	お預入金額
普通預金	普通預金	給与・年金のお受取り、公共料金の自動支払いなど、家計簿がわりの口座として便利な預金です。	出し入れ自由 1円以上
	総合口座	一冊の通帳に普通預金及び定期預金がセットでき、貯める・支払う・借りるの3つの機能が使用できる便利な預金です。	出し入れ自由 1円以上
	普通預金（無利息型）	預金保険制度により全額保護の対象となる預金です。現在ご利用の「普通預金」「総合口座」からの変更も可能です。但し、無利息となります。	出し入れ自由 1円以上
定期預金	大口定期預金	市場実勢金利を適用し、ご預金の中で最も有利な金利となっております。大口の資金運用に適した預金です。	1ヵ月以上 10年以内 1,000万円以上
	スーパ一定期	短期の貯蓄設計から最長10年と幅広い貯蓄設計に対応できる預金です。	1ヵ月以上 10年以内 100円以上 1,000万円未満
	変動金利定期預金	適用金利が6ヵ月ごとに金利動向に応じて見直しとなる預金です。	1年・2年・3年 100円以上
	期日指定定期預金	お得な1年複利で、お預入期間に応じた利率が適用され、据置期間（1年）を経過後はいつでもお引出しできます。	最長3年 (据置期間1年) 100円以上 300万円未満
貯蓄預金	残高が増加するごとに利率がお得になる預金です。スイングサービス（普通預金との間で自動預け替え）をご利用いただくと一層便利にお使いいただけます。	出し入れ自由 1円以上	
当座預金	小切手・手形の発行が可能になるなど、商取引には欠かせない預金です。	出し入れ自由 1円以上	
通知預金	まとまった資金の短期運用に最適な預金です。	据置期間 7日以上 10,000円以上	
納税準備預金	納税日に備えておく税金納付資金専用の預金です。	納税時引出し 1円以上	
定期積金	目標に向かって毎月一定額を積み立てる預金で、確かな財産づくりが可能な預金です。	6ヵ月以上 10年以内 1,000円以上	
財形預金	一般財形預金	毎月の給与からの天引きで貯蓄することができ、貯蓄目的は自由です。	3年以上 1,000円以上
	財形住宅預金	毎月の給与からの天引きで貯蓄することができ、貯蓄目的は住宅取得資金となりマイホームの夢をかなえるための預金です。	5年以上 1,000円以上
	財形年金預金	毎月の給与からの天引きで貯蓄することができ、貯蓄目的は年金資金となり老後の生活設計にご利用いただけます。	5年以上 1,000円以上

融資業務

・主な事業者向けローン

ローンの種類	お 使 い み ち
事業者カードローン	事業用に関する資金にご契約金額まで反復してご利用頂くことができます。
広島県制度融資	広島県の制度要綱により取り扱いを行っており、比較的低い金利設定で、ご利用頂くことができます。
市制度融資	庄原市・三次市の各市の制度要綱により取り扱いを行っており、比較的低い金利設定で、ご利用頂くことができます。
農業専用融資（豊作くん）	農業に関する資金にご利用頂くことができます。

・主な個人向けローン

ローンの種類	お 使 い み ち	ご融資金額	ご融資期間
職域サポートローン	自動車関連資金、消費財購入資金、教育関連資金にご利用いただけます。但し、当金庫と職域パートナー協定を締結している事業所にお勤めの役職員の方の利用に限ります。	500万円以内	3ヵ月以上 10年以内
カーライフプラン	新車・中古車の購入から、車検・免許取得費用・車庫設置費用まで車に関するあらゆる資金にご利用いただけます。 ※但し、事業用に関する資金については対象外となります。	1,000万円以内	3ヵ月以上 10年以内
教 育 プ ラ ン	学校（教育施設）への入学、または在学に必要な資金にご利用いただけます。	1,000万円以内	3ヵ月以上 16年以内
リ フ ォ ー ム プ ラ ン・ エ コ	太陽光発電システム等のエコ関連設備購入・設置にご利用いただけます。 ※但し、事業用に関する資金については対象外となります。	1,000万円以内	3ヵ月以上 15年以内
個 人 ロ ー ン	家電製品購入や旅行費用など、お使い道は自由です。 ※但し、事業用に関する資金については対象外となります。	500万円以内	3ヵ月以上 10年以内
福 祉 介 護 プ ラ ン	介護が必要な高齢者等の日常便宜を図るための機器・設備の購入や、施設への入居費用などにご利用いただけます。	500万円以内	3ヵ月以上 10年以内
シニアライフローン	年金受給中の方で、リフォーム、自動車購入、旅行費用などの健康的で文化的な生活を営むために必要な資金にご利用いただけます。 ※但し、事業用に関する資金については対象外となります。	100万円以内	3ヵ月以上 5年以内
カ ー ド ロ ー ン	健康で文化的な生活を営むために必要な資金を ATM からご利用いただけます。 ※但し、事業用に関する資金については対象外となります。	10万円以上 100万円以内 (10万円単位)	3年（更新審査後3年毎に自動更新）
教育カードローン	申込人の子弟・孫・扶養親族等の就学に係る学校等への納付金及び就学に係る付帯費用にご利用いただけます。 ※複数の子弟等がいる場合は、子弟ごとの利用が可能です。但し、子弟ごとにそれぞれ契約が必要となります。	50万円以上 300万円以内 (10万円単位)	【カードローン期間中】 5年以内 【証書貸付期間中】 3ヵ月以上 10年以内
	※同一のお申込人で複数の子弟等の方にご利用の場合、ご融資金額は契約極度額の総額500万円以内 ※医学部・薬学部等6年制大学等、在学期間が4年を超える場合、ご融資期間は7年以内		
子 育 て 応 援 『イクちゃん カードローン』	満18歳以下のお子様をお育ての方を対象に子育てに関する資金など、お使いみちは自由にご利用いただけます。 ※但し、事業用に関する資金については対象外となります。	10万円以上 100万円以内 (10万円単位)	3年（更新審査後3年毎に自動更新）
フ リ ー ロ ー ン モ ア	お使いみちは自由です。 ※但し、事業用に関する資金については対象外となります。	10万円以上 1,000万円以内 (1万円単位)	10年以内 (1ヵ月単位)
ド リ ー ム フ ァ ミ リ ー ロ ー ン みどりの大黒柱	お使いみちは自由です。 ※但し、事業用に関する資金については対象外となります。	10万円以上 500万円以内	6ヵ月以上 10年以内
ス ー パ ー フ リ ー ロ ー ン	お使いみちは自由です。 ※個人事業主の方の事業資金も対象となります。	10万円以上 300万円以内	6ヵ月以上 7年以内
フ リ ー ロ ー ン	お使いみちは自由です。 ※個人事業主の方の事業資金も対象となります。	500万円以内 (1万円単位)	3ヵ月以上 10年以内 (1ヵ月単位)
みどりしんきん 住 宅 ロ ー ン	マイホームの新築・購入・増改築や他金融機関からの借換え、並びに土地購入資金にご利用いただけます。	50万円以上 1億円以内	1年以上 35年以内
無担保住宅ローン	マイホームの新築・購入・増改築や他金融機関からの借換え、並びに土地購入資金にご利用いただけます。	1,500万円以内	3ヵ月以上 20年以内

各種サービス業務

サービス名		内 容
為替業務	振 込 ・ 送 金	全国どこでも迅速、確実にお振り込み・送金をいたします。 学費や家賃等毎月同一金額を振り込む場合、一回のお手続きでご指定の口座から自動的に お振り込みをするサービスもあります。
	代 金 取 立	手形・小切手などを取立てし、ご指定の預金口座に入金いたします。
	外 国 為 替	外国への送金、外貨小切手の取立をいたします。(取次業務)
お取引・お支払業務	自 動 受 取 り サ ー ビ ス	給与・年金・配当金などがご指定の預金口座で自動的にお受取りができます。
	自 動 支 払 い サ ー ビ ス	電話・電気・ガス・水道・NHK・新聞等の料金や税金・社会保険料・クレジットカードに よる買い物代金などご指定の預金口座から自動的にお支払いいたします。
	全国キャッシュサービス	みどりしんきんのキャッシュカードは全国の銀行・JAバンク・ゆうちょ銀行・労金・信 組・セブン銀行・ローソン銀行・イオン銀行のATMがご利用できます。
	その他ATM提携サービス	※手数料がかかります。平日8:00~21:00 土日・祝日9:00~17:00 (キャッシュコーナーに よりご利用時間が異なることがあります。)
	しんきんゼロネットサービス	みどりしんきんのキャッシュカードなら、全国どこのしんきんATMでも平日のご利用手 数料が無料です。 平日8:45~18:00の入出金
	ひろしまネットサービス	広島銀行・もみじ銀行・広島信金・しまなみ信金・呉信金・JAバンク広島間相互の平日 8:45~18:00まではご利用手数料が無料です(時間外手数料がかかります)。
	デビットカードサービス	みどりしんきんのキャッシュカードを使って「J-Debit」の表示のあるお店でお買い物か ができます。(全国のデビットカードサービス加盟店) ※加盟店での現金お引き出し(キャッシュアウト)はできません。
	スポーツくじのお支払	スポーツくじ(toto・BIG)の当選金をお支払いいたします。(本店営業部・十日市支店)
そ の 他 の 業 務	外 貨 両 替	主要外国通貨の両替を取り扱っております。(本店営業部・十日市支店)
	しんきん通帳アプリ	通帳を発行せず、スマートフォンで入出金明細や残高を確認できる便利なアプリです。通 帳の記帳や繰越をする必要がなくなります。ご利用の通帳を来店不要で口座番号はそのま まに「しんきん通帳アプリ」に切り替えることができます。
	個人インターネットバンキング	インターネットに接続できるパソコン・スマートフォンで残高照会・入金明細照会・取 引履歴照会・振込振替ができます。
	法人インターネットバンキング	インターネットに接続できるパソコンで電子記録債権の発生・譲渡・開示等ができます。 事業者向けの決済サービスです。
	でんさいネット	インターネットに接続できるパソコンで電子記録債権の発生・譲渡・開示等ができます。 事業者向けの決済サービスです。
	夜 間 金 庫	当金庫の営業時間外や休業日でも、売上金などを安全にお預かりし、翌営業日にご指定の 預金口座に入金いたします。 (本店営業部・西城支店・十日市支店・三良坂支店・島敷支店)
	貸 金 庫	預金証書・権利書・宝石など、大切な財産を盗難や火災からお守りいたします。 (本店営業部) 8:45~19:00 (正月3日が日を除く休祭日もご利用可能です。)

保険業務

生命保険の窓口販売	定額個人年金・一時払終身保険・学資保険・医療保険・がん保険の窓口販売を取り扱っております。
損害保険の窓口販売	「年金友の会」会員専用普通傷害保険・住宅ローン関連の火災保険の窓口販売を取り扱っております。

証券業務

国 債	一般の国債に加え、個人向け国債の募集も取り扱っております。
-----	-------------------------------

代理業務

・主な代理業務先

日本銀行	住宅金融支援機構	勤労者退職金共済機構	西日本建設業保証
信金中央金庫	福祉医療機構	日本酒造組合中央会	建設業振興基金
日本政策金融公庫	中小企業基盤整備機構	全国石油協会	

時代の求める金融サービスをご提案。

いつもお客様のそばで、豊かな暮らしをサポートいたします。

●パーソナルニーズにお応えできる様々なタイプのローン商品をご用意しております。

01

住宅ローン

みどりしんきん「変動固定金利型」住宅ローンの金利プラン

金利タイプ	返済期間	返済利率	変動金利	固定金利
変動金利	3年	年 2.75%	年 0.90%	年 0.80%
	5年	年 2.85%	年 1.10%	年 1.00%
	10年	年 3.15%	年 1.30%	年 1.15%

※変動金利は返済期間終了時の返済利率が適用となります。固定金利は返済期間終了時の返済利率が適用となります。

※金利優遇期間終了後の返済利率は、返済利率の適用となる日（返済利率の適用となる日）に適用されます。

※金利優遇期間終了後の返済利率は、返済利率の適用となる日（返済利率の適用となる日）に適用されます。

マイホームの新築・購入・増改築や他金融機関からの借換え、ならびに土地購入資金にご利用頂けます。定住支援や子育て支援を目的とした金利優遇プランをご用意しております。

02

みどりしんきん
ね
いい値!
マイカーローン

いい値!マイカーローン

固定金利 年 1.20% → 年 1.00%

自動車購入、車検費用、車庫整備など

自動車購入
車検費用
車庫整備など

新車、中古車の購入から車検、免許取得費用、車庫設置費用まで車に関するあらゆる資金にご利用いただけます。
※但し、事業用に関する資金については対象外となります。

03

教育プラン

みどりしんきん
教育プラン

最長16年までご融資可能

変動金利 年 1.60%
固定金利 年 1.60%

入学金、授業料、マンション家賃など

入学金、授業料、
マンション家賃
など

大学院・大学・短期大学・専修学校への入学、または就学に必要な資金にご利用いただけます。

04

教育カード
ローン

みどりしんきん
教育カード
ローン

最大300万円までご融資可能

固定金利 年 5.00%

就学する学校等に支払う納付金支払等、必要な時に必要な資金をATMからご利用いただけます。

営業のご案内

●資産の有効活用を目的とした、商品をお届けしております。

05

みどりしんきん
新理事長
就任記念
定期預金
みどりの輝き

理事長就任記念として寄付金型の定期預金をご用意しました。

募集期間 [令和3年] 7月1日～[令和3年] 12月30日
※募集契約額に達した場合は期間中であっても取扱いを終了させていただきます。

06

夢応援
定期積金
夢の架け橋

家族のために、自分のために、目的に合わせた計画的な備えを、5年以上10年以下の長い積立を特別金利でご用意しました。

募集期間 [令和3年] 4月1日～[令和4年] 3月31日
※募集契約額に達した場合は期間中であっても取扱いを終了させていただきます。

07

みどりの
まごころ

相続専用
定期預金

相続により取得された資金を原資としてお預け入れいただけます。
店頭表示金利に年0.10%上乗せいたします。

08

退職金専用
定期積金

預入期間	年金受給口座の指定または予約していた方	忘記の方
3ヶ月	年 1.75% (税引後 1.294%)	年 1.50% (税引後 1.195%)
12ヶ月	年 0.40% (税引後 0.318%)	年 0.30% (税引後 0.238%)

退職金お預け入れ専用の定期預金です。預入期間3ヶ月の満期後、預入期間12ヶ月の退職金専用定期預金への預け替えも可能です。

●年金受給者のお客様へ、ステキな特典プレゼントをご用意しております。

09

夢定期



悠悠年金
定期預金

年金友の会会員様及び予約会員様専用の定期預金です。適用金利は、店頭表示金利に会員様年0.15%、予約会員様年0.075%上乘せいたします。

募集期間 [令和3年]1月4日～[令和3年]12月30日

10

ゆとり倶楽部



悠悠年金
定期積金

年金友の会会員様、年金友の会予約会員様専用の定期積金です。店頭表示金利に年0.10%上乘せいたします。

募集期間 [令和3年]1月4日～[令和3年]12月30日

11

普通傷害保険



シニアサポーター団体傷害保険制度

会員の皆様に安価な保険料で24時間、国内、国外を問わず、さまざまな事故によるケガを補償する団体傷害保険です。

12

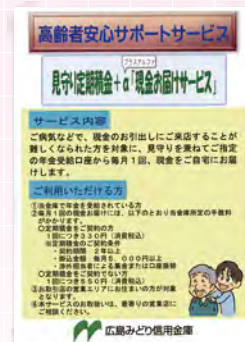
トクトククーポン



年金友の会会員様及び予約会員様に宿泊・観光施設での割引利用ができます。ご家族やお友達とお楽しみください。

13

高齢者安心サポートサービス



見守り定期積金+α「現金お届けサービス」

ご病気などで現金の引き出しにご来店することが難しくなられた方を対象に、見守りを兼ねて毎月1回現金をお届けします。

営業のご案内

●商品のご利用に際してご留意いただく事項

- 1.預金・ローンなどの商品につきましては、金利変動ルールなどそれぞれの商品の特色を店頭でお尋ねいただくなど、よくご確認のうえ、ご利用ください。
- 2.ローンのご返済につきましては、ご契約上の規定、ご返済方法(返済日、返済金額など)、ご利用限度額、現在のご利用額などにご留意ください。
- 3.各商品紹介については、令和3年7月1日現在の内容であり、各商品のご利用時点での詳細につきましては、窓口までお問い合わせいただきますよう、よろしくお願いたします。
- 4.ローンのお申込に際しましては、当金庫所定の審査をさせていただきます。審査結果によってはご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。

各種手数料・使用料のご案内

発行手数料

注：() は署名鑑登録の場合

再発行手数料 (通帳・証書・キャッシュカード)	1件	1,100
キャッシュカード発行手数料 (同一顧客に対する2枚目以降の発行)	1件	1,100
証明書発行手数料 (預金・貸出金残高等各種証明書)	1件	550
融資証明書発行手数料	1枚	5,500
自己宛小切手発行手数料	1枚	550
マル専口座開設料	開設の都度	3,300
マル専手形代金	手形一枚当り	550
約束手形・為替手形	1冊(25枚)	550(660)
小切手	1冊(50枚)	880(990)

融資事務手数料

住宅ローン事務取扱手数料	1件につき	33,000
条件変更の事務手数料 ※住宅ローン及び事業性融資が対象	1件につき	5,500
繰上返済手数料 (証書貸付で約定返済金があるものが対象) ※住宅ローン及び事業性融資が対象		
繰上償還金額300万円未満	1件につき	11,000
繰上償還金額300万円以上	1件につき	33,000
不動産担保調査手数料 (住宅ローンを除くものが対象)		
担保設定額5,000万円未満	1件につき	22,000
担保設定額5,000万円以上	1件につき	33,000

全自動貸金庫 (貸金庫カードと鍵でご利用できます。)

	容 量			年間使用料
	巾	深さ	奥行	
第1種	260mm	65mm	450mm	13,200
第2種	260mm	105mm	450mm	15,840

夜間金庫

利用手数料	1ヵ月につき	2,200
-------	--------	-------

為替手数料

	区 分	当金庫自店内あて			当金庫本支店あて			他 金 融 機 関 あ て				
		窓口扱い		為替 自動 振込	窓口扱い		為替 自動 振込	区 分	窓口扱い		為替 自動 振込	
		会員	非会員		会員	非会員			会員	非会員		
振込 手数料	3万円以上	440	550	220	440	550	220	電信扱い	3万円以上	880	880	550
	3万円未満	220	330	110	330	330	110	文書扱い	3万円以上	880	880	
代金取立 手数料	1通につき				220			至急扱い	1通につき	880		
								普通扱い	1通につき	660		
広島手形交換所										220		
その他の 手数料	送金・振込の組戻料…1件につき				1,100		取立手形組戻料…1通につき			1,100		
	不渡手形返却料…1通につき				1,100							

その他手数料

取引履歴調査料	1顧客につき	550
ア ン サ ー	1ヵ月につき	1,100
ホームバンキング (HB)	1ヵ月につき	1,100
	アンサーと併用の場合	1,100
個人インターネットバンキング	1ヵ月につき	無料
個人インターネットバンキング ソフトウェアトークン利用手数料	1ヵ月につき	無料
個人インターネットバンキング ハードウェアトークン利用手数料	1ヵ月につき	無料
	発行・交換時	1,100
法人インターネットバンキング (データ伝送サービス)	1ヵ月につき	2,750
	オンラインサービスのみ	1,100
法人インターネットバンキング ハードウェアトークン利用手数料	1ヵ月につき	無料
	発行・交換時	1,100
個人情報開示手数料	1項目につき	880
株式払込手数料(保管証明書付)	払込金額×2.5/1,000×110%	

硬貨両替・窓口入金手数料

両 替 機		窓 口	
両替枚数	手数料	両替・入金枚数	手数料
1枚～500枚	100	50枚以下	無料
501枚～1,000枚	200	51枚～300枚	110
1,001枚～1,500枚	300	301枚～500枚	220
当金庫のキャッシュ カードの使用により、 1日1回に限り50枚ま で無料 1,500枚を超える両替の お取り扱いはできませ ん		501枚～1,000枚	330
		1,001枚以上	500枚 毎に 330円 加算
		お持込み金額が不明な 場合はお取り扱いでき ません	

※各種手数料・使用料については、令和3年7月1日現在の金額です。

※金額はすべて消費税(10%)込み、円単位です。

ATM 取引手数料

使用カード	平日		土曜日			日曜日 祝日
	18時 まで	18時 以降	14時 まで	14時～ 17時	17時 以降	
出 金 取 引	当金庫カード	無料	110	無料	110	110
	他信用金庫カード	無料	110	無料	110	110
	ゆうちょ銀行カード	110	220	110	220	220
	銀行・JA・信組・労金カード	110	220	110	220	220
	ひろしまネットサービス	無料	110	110	110	110
	キャッシング	無料	110	無料	110	110
入 金 取 引	当金庫カード	無料	無料	無料	無料	無料
	他信用金庫カード	無料	110	無料	110	110
	ゆうちょ銀行カード	110	220			
	信組・労金カード	110	220	110	220	220

- ①土曜日と祝日が重なった場合、祝日の手数料になります。
 ②自動機での出金1日あたりの最高取引限度額は、個人50万円・法人200万円です。
 ③前月当金庫に自動給与振込により、給与が振込まれたお方が、平日18時以降出金取引（当金庫 ATM）された場合、一旦手数料110円を自動的に徴求しますが、翌月15日に返却いたします。

ATM 振込手数料

	キャッシュカード				現金	
	3万円未満		3万円以上		3万円 未満	3万円 以上
	会員	非会員	会員	非会員		
当金庫自 店内あて	無料	無料	無料	無料	110	220
当金庫本 支店あて	無料	無料	無料	無料	110	220
他金融 機関あて	330	440	440	660	550	770

インターネットバンキング振込手数料

	3万円未満	3万円以上
当金庫自 店内あて	無料	無料
当金庫本 支店あて	無料	無料
他金融 機関あて	330	440

でんさいネット利用手数料一覧表

1. 基本手数料

利用種別	内 容	手数料
債務者利用方式	「でんさい」の支払口座がある場合	1,100
債権者利用方式	「でんさい」の受取口座のみの場合	無料

2. 各種取引1件あたりの手数料

取引種類	内 容	当 金 庫 手 数 料			
		インターネット利用		店頭代行処理（書面）	
		当金庫あて	他行あて	当金庫あて	他行あて
発生記録（債務者請求）	債務者が「でんさい」を発生させる取引（記録）	330	660	1,100	
発生記録（債権者請求）	債権者が「でんさい」を発生させる取引（記録）	330	660	1,100	
譲 渡 記 録	「でんさい」を全額譲渡する取引（記録）	220	440	1,100	
分 割 譲 渡 記 録	「でんさい」の一部を譲渡する取引（記録）	220	440	1,100	
保 証 記 録	「でんさい」の保証（譲渡を伴わないケース）	440		1,100	
変 更 記 録	インターネット	利害関係者が債務者と債権者しかいない場合（譲渡や保証が行われる前）		440	
	書 面	利害関係者が3名以上いる場合（譲渡や保証が行われた後）		2,200	
（開 示） 債 権 情 報 照 会	通常	インターネット	最新債権情報開示	「でんさい」の支払期日や金額、保証人等の記録内容の照会	
		書 面	全部開示	1,100	
	特別	書 面	上記の通常開示以外の照会	3,300	
支 払 等 記 録	口座間送金決済以外で利用者間の決済を行った場合に、「でんさい」を決済済みとする記録	440		1,100	
支 払 不 能 情 報 照 会	「でんさい」の支払不能通知または取引停止通知の有無及び通知された支払不能情報の内容にかかる照会			3,300	
残 高 証 明 書 発 行	「でんさい」の残高証明書の発行			4,400	
記 録 機 関 変 更 記 録	他の記録機関に記録されている電子記録債権を「でんさいネット」へ移動させる取引（記録）			5,500	

各種手数料・
使用料のご案内

経営管理態勢について

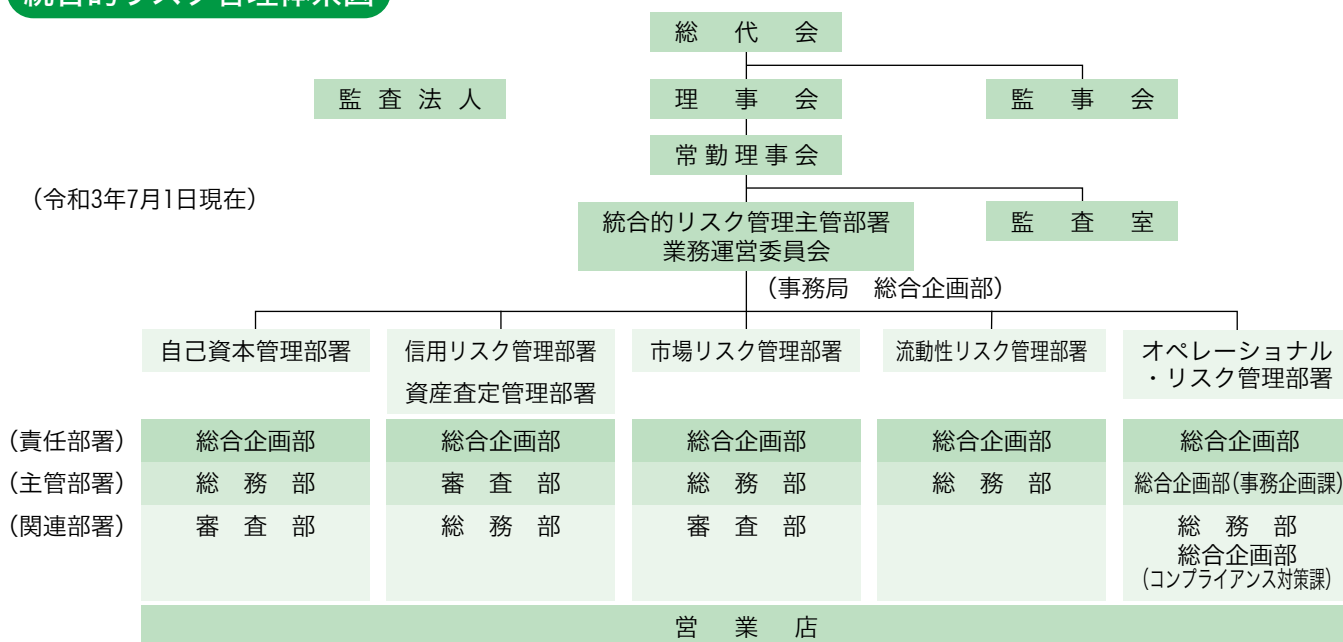
リスク管理態勢

金融の自由化、国際化の進展や規制緩和による金融技術の発展など経営環境の大きな変化に伴い、金融機関の業務はますます多様化、複雑化しており、直面するリスクは量的にも質的にも大きく変容しております。

こうしたなか、リスク管理は経営の健全性、安全性を確保するための重要な業務と位置づけ、様々なリスクに的確かつ迅速に対応するため「統合的リスク管理基本方針」をはじめ各種リスク管理に関する基本方針及び規程を定めております。

また、リスク管理統括部署である「業務運営委員会」において各種協議を行い、リスク管理態勢の強化・充実に努めております。

統合的リスク管理体系図



統合的 リスク

統合的リスク管理とは、金融機関の直面するリスクに関して、自己資本比率の算定に含まれないリスク（与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等）も含めて、それぞれのリスク・カテゴリー毎（信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等）に評価したリスクを総体的に捉え、金融機関の経営体力（自己資本）と対比することによって、自己管理型のリスク管理を行うことです。

リスク種別毎に主管部署を定め、各リスクの特性に応じ適切に管理するほか、経営体力の範囲内にコントロールするため、自己資本の一定額を配賦したうえでリスク量を計測し、統合的に管理しております。

自己資本

自己資本管理とは、自己資本充実に関する施策の実施、自己資本充実度の評価及び自己資本比率の算定を行うことです。

業務の健全性及び適切性の観点に立ち、直面するリスクに見合った十分な自己資本の確保、並びに正確な自己資本比率算出に努めております。

信用 リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、貸出した資金の元本が回収できない、または利息が確保できなくなることで金融機関が損失を被るリスクのことです。

信用リスク管理態勢として「信用リスク管理基本方針」を定め、具体的な対応として「信用リスク管理規程」を定め管理を行っております。貸出資産の健全性を維持するため、審査部が、常に融資の基本に基づいた運用ができるように厳格な審査管理態勢で臨み、加えて特定与信先の業況管理を行うことで、取引先の業容の実態把握に万全を期して不良資産の未然防止に努めております。

なお、自己査定についても厳格に貸出資産等を査定し、信用リスクの把握を行い適正な償却、引当を実施することにより資産の健全性を堅持しております。

<p>市場 リスク</p>	<p>市場リスクとは、金利、為替、株式などの相場が変動することにより、金融商品の時価が変動し、損失を被るリスクのことです。市場リスクについて「市場リスク管理基本方針」を定め、具体的な対応として「市場リスク管理規程」を定めております。管理対象とするリスクは、金利及び価格変動リスクとしております。</p> <p>金利リスクとは、金利の変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチがある中で金利が変動することにより、利益が低下することや損失が発生するリスクのことです。</p> <p>価格変動リスクとは、株式や債券などの有価証券の価格が変動することによって、これら保有する資産の価値が減少して損失を被るリスクのことです。</p> <p>ALM／収益管理システム等を導入し、リスク量の計測やシミュレーション分析を行うとともに経済や金利動向を注視しリスクの低減に努めております。</p>
<p>流動性 リスク</p>	<p>流動性リスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期しない資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないことや、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。</p> <p>流動性リスクについて「流動性リスク管理基本方針」を定め、具体的な対応として「流動性リスク管理規程」を定め、安定した資金繰りを行っております。信金中央金庫への預け金により流動性リスクに対する十分な備えを手当しており、また緊急時における対応基準を定めるなど管理態勢を構築しております。</p>
<p>オペレー ショナル・ リスク</p>	<p>オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員等の活動もしくはシステムが不適切であること、又は外生的な事象により損失を被るリスクのことです。これらオペレーショナル・リスクに対して「オペレーショナル・リスク管理基本方針」を定めるとともに、事務リスク・システムリスク・法務リスク・風評リスク等に分類のうえ管理を行っております。</p> <p>なお、オペレーショナル・リスクのうち、主要なリスクである「事務リスク」と「システムリスク」については、それぞれ次のような基本方針及び手続きによりリスク管理を行っております。</p>
<p>事務 リスク</p>	<p>事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故や不正等を起こすことにより、金融機関が損失を被るリスクのことです。</p> <p>これら事務リスクに対して「事務リスク管理基本方針」及び「事務リスク管理要領」を定めて、信用金庫業務の多様化・複雑化に適応しつつ、お客様の信頼を維持・向上させていくため、厳正な事務処理に努めております。</p>
<p>システム リスク</p>	<p>システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンや誤作動等のシステムの不備等、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。これらシステムリスクに対して「システムリスク管理基本方針」及び「システムリスク管理規程」を定めて迅速な障害対応体制の確立に努めております。</p> <p>オンラインシステムについては、運用を委託しているしんきん共同センターによるバックアップ機能、金庫内においてはシステムリスク管理規程の制定等を行い、情報資産の保護、セキュリティ対策、非常時における対策要領を作成し堅固な管理態勢の確立に努めております。</p>
<p>危機管理 態勢</p>	<p>近年、金融機関が抱えるリスクは多様化・複雑化しており、通常のリスク管理だけでは対処できないような危機が発生する可能性は否定できず、危機管理の重要性が高まっております。</p> <p>災害等不測の事態が発生した場合、業務の的確な遂行と安全確保に資する目的で「業務継続基本計画」等を策定し危機管理態勢の確立に努めております。</p>

経営管理態勢について

内部管理態勢

業務の健全性及び適切性を確保し金融の円滑化を図るためには、業務のすべてにわたる法令等遵守、お客様保護の徹底が必要であると認識しております。

その体制整備に係る「内部管理基本方針」を制定し強固な内部管理態勢の構築に努めております。

内部管理基本方針の概要

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 監事はその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
6. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項
7. 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
8. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

コンプライアンス態勢（法令等遵守）

地域金融機関として、地域社会から信頼され、あわせて地域活性化に貢献するためには、業務運営の健全性及び適切性を確保することが必要不可欠であり、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけております。また、単に法令・規程等の遵守にとどまらず、より高い倫理、規範、道徳に基づいた誠実かつ公正な姿勢で業務に取り組み、コンプライアンス重視の企業風土の確立に努めております。

態勢整備にあたっては、コンプライアンス基本方針のもと行動綱領やマニュアル等各種規程を制定するとともに毎年度コンプライアンスプログラムを策定し具体的な実践に努めております。

また、組織体制として、業務運営委員会を組成し施策や課題等の検討及び推進状況をモニタリングするとともに、業務運営部門から独立したコンプライアンス対策課を設置しております。

反社会的勢力への対応について

社会秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、業務の健全性及び適切性を確保するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守しております。

反社会的勢力に対する基本方針

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

お客様情報の管理について

「個人情報保護宣言」(プライバシーポリシー)を定め、お客様情報を取り扱うすべての役職員が個人情報保護の重要性を認識し、お客様の個人情報の保護と適正な利用を図るための厳格な管理に努めております。

個人情報保護宣言 (プライバシーポリシー)

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報及び個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

お客様保護について

お客様保護とお客様の利便性の向上に向け、次に掲げる事項について、その充分性、適切性を確保するために規程・要領等、組織体制、連絡・報告体制及びリーガル・チェック等の整備・確立並びに職員に対する研修・指導等の徹底に努めております。

1. お客様に対する取引や商品の説明及び情報提供
2. お客様の相談・要望・苦情等への対処
3. お客様情報の保護・管理
4. 業務を外部委託する場合のお客様情報の保護・管理及びお客様対応
5. お客様の利益が不当に害されることのないよう行う利益相反の管理

お客様本位の業務運営に関する取り組み方針

お客様の安定的な資産形成及び資産運用に資することを目的として、以下の取り組みを通じてお客様本位の業務運営に取り組んでまいります。

1. お客様にふさわしい商品やサービスの提供
 - ・お客様の安定的な資産形成や資産運用に資することを最優先し商品・サービスを提供します。
 - ・お客様のニーズや目的、ライフステージに応じて適切な商品をご選択いただけるよう、商品・サービスの整備をいたします。
 - ・当金庫において定める「利益相反管理方針」に基づいて、お客様の利益が不当に損なわれることがないように対応いたします。
2. お客様にわかりやすい情報提供
 - ・お客様の知識・投資経験・財産の状況等をお聞きし、お客様のニーズや目的に適した商品・サービスをわかりやすくご提案をいたします。
3. お客様本位の業務運営を実践するための態勢整備
 - ・お客様によりご満足いただけるよう、職員研修の実施等を通じて、担当者の専門知識やスキルの向上を図ります。

金融商品に係る勧誘方針

「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ります。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点などがございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

金融ADR制度への対応

お客様との間の金融機関業務上の契約において、お客様から異議申立てがあった場合の苦情及び紛争の取り扱いにあたっては、金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR：Alternative Dispute Resolution）を踏まえ、以下の事項を重視し、お客様保護等の内部管理態勢を整備して苦情及び紛争の解決を図り、もって当金庫に対するお客様の信頼性の向上に努めます。

1. 関係部署が連携して、事実と責任を明確にし、お客様の立場を尊重し、迅速、誠実、公平かつ適切に解決を図ります。
2. お客様からの意見等を真摯に受け止め、情報の共有化を図り、業務運営の改善及び再発防止等に役立てます。
3. お客様から預かった個人情報適切に管理いたします。
4. お客様に対して苦情等の対応の進行に応じて適切な説明を行うことを含め、可能な限りお客様の理解と納得を得て解決することを目指します。
5. 当金庫内での対応により苦情等の解決を図ることができない場合、その他適切と認められる場合には、お客様に外部の紛争等解決機関をご紹介します。

苦情及び紛争解決に対する対応

1. 苦情に対する対応

お客様からの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日に営業店（電話番号は12ページ参照）又は次の担当部署にお申し出ください。

担 当 部 署	総合企画部コンプライアンス対策課
電 話 番 号	0120-301-865（フリーダイヤル） 0824-72-5588
電 子 メ ー ル	s1758001@facetoface.ne.jp
受 付 時 間	平日9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除きます）

また、当金庫のほか全国信用金庫協会が運営する相談所でも苦情等を受け付けいたします。

相談所の名称	全国しんきん相談所
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
電 話 番 号	03-3517-5825
受 付 時 間	平日9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除きます）

2. 紛争解決に対するご対応

紛争解決のため、当金庫営業日に上記の総合企画部コンプライアンス対策課又は全国しんきん相談所にお申し出があれば、次の弁護士会の仲裁センター等にお取次ぎいたします。

また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

東京三弁護士会			
名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3
電 話 番 号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日時間	月～金 (祝日、年末年始を除く) 9:30～12:00 13:00～15:00	月～金 (祝日、年末年始を除く) 10:00～12:00 13:00～16:00	月～金 (祝日、年末年始を除く) 9:30～12:00 13:00～17:00

なお、上記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、予め前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所又は当金庫コンプライアンス対策課」にお尋ねください。

現金・通帳等のお預かり・ご返却のお手続きについて

- ・職員が、お客様からの預金のお預け入れ・お引き出し・お振り込み・個人年金保険の金融商品ご購入などのご依頼を受け、現金・通帳・証書などをお預かりする際には、必ず当金庫所定の「受取書」又は「受領書」（以下「受取書」といいます。）を発行し、お渡しいたします。また、当金庫所定の「受取書」以外でお預かりすることはございません。
- ・「受取書」は、現金・通帳などに代わるものではありませんが、現金・通帳・証書などをお客様からお預かりしたことを証明する大切な証となりますので、「受取書」をお渡しした際には、記載内容に間違いがないかを十分ご確認くださいませようをお願いいたします。
- ・「受取書」は、後日、職員がお客様へ通帳・証書などをご返却する際に必要となりますので、大切に保管してください。
- ・職員から返却された通帳や証書などについて、記載金額などに間違いがないか、ご確認をお願いいたします。
- ・職員が、お客様のご印鑑をお預かりすることはありません。また、お客様ご希望される場合も、ご印鑑をお預かりすることはできません。
- ・お客様からお預かりした通帳・証書などにつきましては、お取引終了後、速やかにお客様へ返却するよう庫内規程に定めております。
- 現金・通帳等のお預かりやご返却に関して、ご不明な点がございましたら、右記相談窓口までお気軽にお申し出ください。

広島みどり信用金庫 総合企画部コンプライアンス対策課
 住 所：庄原市西本町三丁目1番8号
 電話番号：0120-301-865（フリーダイヤル）
 受付時間：平日9:00～17:00
 （土・日・祝日・年末年始を除きます）

役員等の報酬体系

●対象役員

報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事です。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

1. 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事会の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、理事につきましては理事会の決議により、監事につきましては監事会の協議により決定しております。

なお、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

2. 令和2年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分		金 額
対象役員に対する報酬等の支払総額		97
(内訳)	基 本 報 酬	68
	賞 与	7
	退 職 慰 労 金	21

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です。(期中に退任した者を含む。)
2. 退職慰労金は、当期中に支払った退職慰労金（前期以前に繰り入れた引当金分を除く）と当期中に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

3. その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項第3号・4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

●対象職員等

報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、非常勤役員、職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和2年度において、対象職員等に該当する者はありませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者を含めております。
2. 「同等額」は、令和2年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 令和2年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありませんでした。

総代会制度について

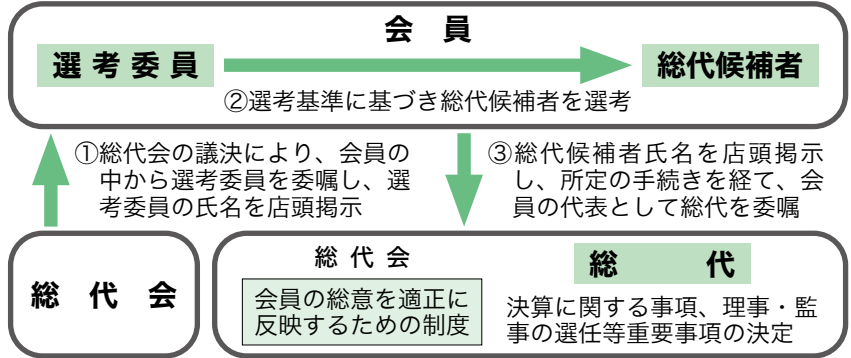
信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、様々な経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代会は会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です



総代とその選任方法

1. 総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
- ・総代の定数は60人以上100人以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定めております。

2. 総代の選任方法

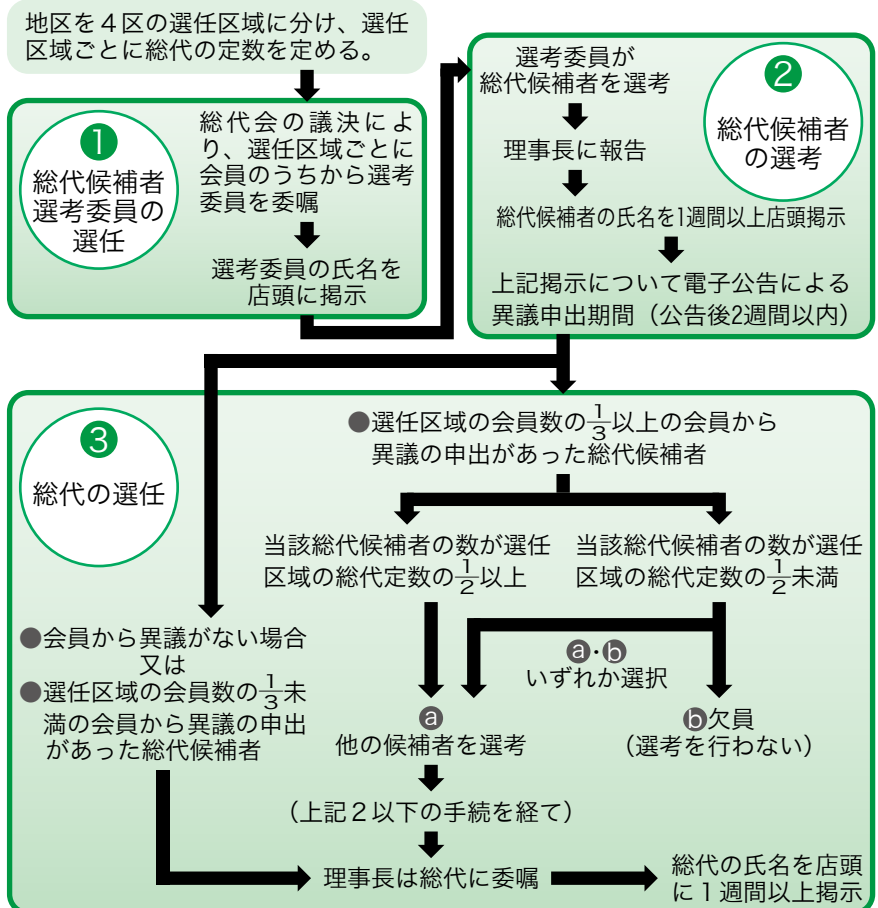
総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ①総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ②その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③その総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

3. 総代候補者選考基準

- ①資格要件
当金庫の会員であること
- ②適格要件
 - ・総代就任時点で満75歳を超えない者
 - ・総代としてふさわしい見識を有している者
 - ・良識を持って正しい判断ができる者
 - ・人格に優れ、金庫の理念・使命を十分理解している者
 - ・その他、総代選考委員が適格と認めた者

● 総代が選任されるまでの手続について



総代会制度について

第73期通常総代会報告並びに決議事項

令和3年6月18日に開催しました第73期通常総代会において下記の事項を報告並びに付議され、各議案とも原案どおり承認可決されました。

報告事項

- ・令和2年度（第73期）業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分案承認に関する件
- 第2号議案 会員の除名に関する件
- 第3号議案 理事の任期満了に伴う選任の件
- 第4号議案 監事の欠員に伴う補欠選任の件
- 第5号議案 退任理事及び退任監事に対する退職慰労金贈呈の件
- 第6号議案 理事報酬総額の最高限度額改定に関する件
- 第7号議案 総代候補者選考委員選任の件



総代の氏名

(令和3年7月1日現在・50音順・敬称省略)

第1区

庄原市（第3区を除く）及び第2区・第4区以外の広島県内地区、島根県仁多郡

糸谷 康孝③	大歳 幹晴③	大森 英司②	金山 一宏④	倉田 洋二④	児玉 節 ③	小林 茂樹⑥
佐々木 満⑥	佐竹 秀治⑧	塩本 誠二⑧	伊達 儼 ⑤	土井 幹雄⑤	長岡 廣樹⑥	中間 幸子②
西上 至 ⑥	西田 昭男④	西田 篤生④	西田 学 ②	藤谷 善久④	藤本 五儀②	宮崎 良治③
森本 哲治②	矢吹 昭善⑥					

第2区

三次市（第4区を除く）

上田 秀樹②	江草 久幸④	沖 東洋治⑧	加藤 修司③	吉川 光彰①	小根森直子②	佐藤 明寛①
沈 勝義④	末宗 宏敏④	住吉 豪二⑤	伊達 正浩⑥	田村 謙宗③	中川 筆之⑤	中村 秀樹④
中山 利彦③	成 芳則⑦	信國 秀昭⑤	細川喜一郎④	堀江 齋 ④	前田 茂 ⑧	榎原 政範②
政岡 淳 ⑤	松本 章治◎	山本 淨基⑤	渡邊 昌平④			

第3区

庄原市比和町、庄原市西城町、庄原市口和町、庄原市高野町、庄原市東城町、庄原市総領町

石川 芳秀⑧	伊藤 郁夫④	大田 一博②	小田 一徳④	小田 長廣⑤	加島 俊次④	後藤 茂行③
坂 英美④	瀬尾 二六⑤	高橋 進 ②	高橋 卓三②	滝川 聖治③	谷 壮一郎③	堂前 裕治⑥
友貞 一 ⑤	長曾 守人④	捻金 熊登⑤	根波 裕治②	藤田 俊樹③	松島 均 ④	三宅 康文⑤
山本 将登①	吉本 典生⑤					

第4区

三次市三良坂町、三次市吉舎町、三次市君田町、三次市布野町、三次市作木町、三次市三和町、三次市甲奴町

出羽 一則③	小川 治孝②	沖田 和也③	菅野 徳之⑥	松尾 宏 ③	三好 裕文④	温泉川喜之◎
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

(注) 氏名右横の数字は総代への就任回数です。◎は総代への就任回数10回以上を表示しています。

〈総代の属性別構成比〉

職業別	法人・法人代表者85%、個人・個人事業主15%
年代別	70代30%、60代45%、50代21%、40代4%
業種別	卸売業・小売業27%、その他のサービス業21%、建設業21%、製造業12%、その他19%

経営内容

貸借対照表

資産の部		(単位：百万円)	
科 目	令和元年度	令和2年度	
現金	900	941	信金中金などに預けたお金
預 け 金	7,548	12,324	
買入金銭債権	500	500	
有 価 証 券	53,191	54,158	国債などに投資した金額
国 債	14,132	14,885	
地 方 債	8,351	6,889	
社 債	16,902	16,344	
株 式	311	315	
その他の証券	13,493	15,722	
貸 出 金	34,205	36,810	個人や法人のお客様に融資したお金
割 引 手 形	259	271	
手 形 貸 付	907	627	
証 書 貸 付	31,805	34,691	
当 座 貸 越	1,232	1,220	
そ の 他 資 産	588	577	貸出金や有価証券の未収利息など
未 決 済 為 替	7	10	
信 金 中 金 出 資 金	439	439	
未 収 収 益	134	121	
そ の 他 の 資 産	6	6	
有 形 固 定 資 産	868	902	
建 物	385	397	
土 地	359	359	
リ ー ス 資 産	-	21	
その他の有形固定資産	123	124	
無 形 固 定 資 産	2	8	
ソ フ ト ウ ェ ア	2	8	
その他の無形固定資産	0	0	
繰 延 税 金 資 産	-	25	保証した債権に対する求償権
債 務 保 証 見 返	555	395	
貸 倒 引 当 金	△ 277	△ 372	将来予想される貸倒に備えるための引当金
(うち個別貸倒引当金)	(△ 215)	(△ 304)	
資 産 の 部 合 計	98,084	106,272	

負債の部		(単位：百万円)	
科 目	令和元年度	令和2年度	
預 金 積 金	90,087	98,412	預けていただいたお金
当 座 預 金	538	782	
普 通 預 金	38,197	42,189	
貯 蓄 預 金	38	42	
通 知 預 金	49	33	
定 期 預 金	47,957	51,723	
定 期 積 金	2,128	2,147	
そ の 他 の 預 金	1,177	1,494	
借 入 金	52	47	
借 入	52	47	
そ の 他 債 借	123	146	預金積金の未払利息など
未 決 済 為 替	17	17	
未 払 費 用	25	25	
未 給 付 補 填 備 金	0	0	
未 払 法 人 税 等	51	52	期末での未納法人税・住民税等の見積額
未 前 受 収 益	5	4	
未 払 戻 未 済 金	1	2	
未 払 戻 未 済 持 分	0	0	
職 員 預 り 債 務	8	9	
リ ー ス 債 務	-	21	
資 産 除 去 債 務	7	7	
そ の 他 の 負 債	4	5	
賞 与 引 当 金	42	45	
役 員 賞 与 引 当 金	7	-	
退 職 給 付 引 当 金	234	254	
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	80	69	
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	2	2	
偶 発 損 失 引 当 金	6	11	
繰 延 税 金 負 債	46	-	
債 務 保 証	555	395	
負 債 の 部 合 計	91,239	99,384	

純資産の部		(単位：百万円)	
科 目	令和元年度	令和2年度	
出 資 金	314	314	
普 通 出 資 金	314	314	
利 益 剰 余 金	6,107	6,252	
利 益 準 備 金	332	332	
そ の 他 利 益 剰 余 金	5,775	5,919	
特 別 積 立 金	5,570	5,750	
(うち経営強化積立金)	(60)	(90)	
当 期 未 処 分 剰 余 金	205	169	
処 分 未 済 持 分	△ 0	△ 0	
会 員 勘 定 合 計	6,422	6,566	
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	421	321	
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	421	321	
純 資 産 の 部 合 計	6,844	6,887	
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	98,084	106,272	

● 監査法人による外部監査について

当金庫の財務諸表については、信用金庫法第38条の2第3項に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受け、適法である旨の監査報告書を受領しております。

(謄本) 令和2年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和3年6月21日 広島みどり信用金庫

理事長 小林 明宗

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和元年度	令和2年度
経常収益	1,319,569	1,400,787
資金運用収益	1,156,970	1,234,559
貸出金利息	564,089	584,440
預け金利息	39,057	10,885
有価証券利息配当金	542,439	626,794
その他の受入利息	11,383	12,439
役務取引等収益	111,331	107,012
受入為替手数料	56,692	55,210
その他の役務収益	54,639	51,802
その他業務収益	41,155	39,119
外国為替売買益	-	74
国債等債券売却益	29,377	11,845
その他の業務収益	11,777	27,200
その他経常収益	10,112	20,095
償却債権取立益	12	12
株式等売却益	9,380	20,079
その他の経常収益	719	4
経常費用	1,049,992	1,166,480
資金調達費用	20,762	22,576
預金利息	18,795	20,879
給付補填備金繰入額	837	747
借入金利息	1,086	905
その他の支払利息	42	44
役務取引等費用	86,400	85,517
支払為替手数料	20,784	19,204
その他の役務費用	65,615	66,313
その他業務費用	11,755	74,409
外国為替売買損	91	-
国債等債券売却損	11,583	-
国債等債券償却	-	69,992
その他の業務費用	80	4,416
経費	892,437	877,774
人件費	569,351	567,094
物件費	312,017	300,073
税金	11,069	10,606
その他経常費用	38,636	106,202
貸倒引当金繰入額	36,513	94,970
その他の経常費用	2,122	11,231
経常利益	269,577	234,306
特別損失	16	7
固定資産処分損	16	7
税引前当期純利益	269,560	234,299
法人税、住民税及び事業税	77,851	111,551
法人税等調整額	△2,744	△34,091
法人税等合計	75,106	77,459
当期純利益	194,454	156,839
繰越金(当期首残高)	10,978	12,861
当期末処分剰余金	205,432	169,700

ご融資した
お金や運用
している国
債等からの
利息収入お振込など
のサービスの
提供によっ
て得た取
入お預かりし
ているご預
金の利息な
どサービスの
提供を受け
た時に支
払った費用給与等の必
要な営業上
の費用金庫本来の
利益期間の最終
利益

剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	令和元年度	令和2年度
当期末処分剰余金	205,432,190	169,700,787
剰余金処分量	192,570,601	152,522,367
普通出資に対する配当金	12,570,601	12,522,367
特別積立金	180,000,000	140,000,000
(うち経営強化積立金)	30,000,000	30,000,000
繰越金(当期末残高)	12,861,589	17,178,420

会員の皆様
にお支払い
する配当金

令和2年度 財務諸表に関する注記

●貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 10年~39年 その他 3年~15年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」(及び「無形固定資産」)中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のおお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績率を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は0百万円であります。

7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
8. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」(平成27年3月26日)に定める簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。
- 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ①制度全体の積立状況に関する事項(令和2年3月31日現在)
- | | |
|-------------------------------|--------------|
| 年金資産の額 | 1,575,980百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 1,718,649百万円 |
| 差引額 | △142,668百万円 |
- ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和2年3月31日現在) 0.0645%
- ③補足説明
- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高189,351百万円及び別途積立金46,682百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金12百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
10. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
11. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
12. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
13. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- 貸倒引当金 372百万円
- 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。
- 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
- なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- 繰延税金資産 25百万円
- 繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
14. 有形固定資産の減価償却累計額1,306百万円
15. 貸出金のうち、破綻先債権額は1百万円、延滞債権額は436

百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

16. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。
- なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
17. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は366百万円あります。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
18. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は804百万円あります。
- なお、15. から18. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
19. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は271百万円あります。
20. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|--------|
| 担保に供している資産 | |
| 預け金 | 100百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 借入金 | 47百万円 |
- 上記のほか、為替決済、収納代理等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券100百万円及び預け金1,402百万円を差し入れております。
21. 出資1口当たりの純資産額 1,096円56銭
22. 金融商品の状況に関する事項
- (1)金融商品に対する取組方針
- 当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
- このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
- (2)金融商品の内容及びそのリスク
- 当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
- また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
- これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- (3)金融商品に係るリスク管理体制
- ①信用リスクの管理
- 当金庫は、ローン事業管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや与信管理に関する体制を整備し運営しております。
- これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による業務運営委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
- さらに、与信管理の状況については、監査室がチェッ

くしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、業務運営委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しております。

(ii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、業務運営委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕資金運用基準に従って行われております。

このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務部で保有している株式の多くは、純投資目的及び事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は総務部を通じ、理事会及び業務運営委員会において定期的に報告されております。

(iii)市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、預け金、有価証券、貸出金、預金積金及び借入金等の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間120日、信頼区間99.0%、観測期間5年）により算出しており、令和3年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は全体で1,624百万円です。

なお、当金庫では、継続的な検証（バックテスト）により市場VaRに対する計測方法についての妥当性を定期的に分析しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

23. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の算定方法については（注1）参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金(*1)	12,324	12,343	19
(2)有価証券	54,145	54,054	△ 91
売買目的有価証券	—	—	—
満期保有目的の債券	3,996	3,905	△ 91
其他有価証券	50,149	50,149	—
(3)貸出金(*1)	36,810	—	—
貸倒引当金(*2)	△ 372	—	—
	36,438	38,185	1,747
金融資産計	102,908	104,582	1,674
(1)預金積金(*1)	98,412	98,453	40
(2)借入金(*1)	47	64	17
金融負債計	98,459	98,517	57

(*1) 預け金、貸出金、預金積金及び借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利（LIBOR、SWAP等）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については24. から27. に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額。

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP等）からスポットレートを算出し、それを割引率として算出した価額。

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利（LIBOR、SWAP等）を用いております。

(2)借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP等）で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	12
信金中央金庫出資金(*1)	439
合 計	452

(*1) 非上場株式及び信金中央金庫出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

24. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、27. まで同様であります。

●満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	-	-	-
	地 方 債	-	-	-
	社 債	700	711	11
	そ の 他	1,500	1,529	29
	小 計	2,200	2,240	40
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	-	-	-
	地 方 債	-	-	-
	社 債	-	-	-
	そ の 他	1,796	1,664	△ 132
	小 計	1,796	1,664	△ 132
合 計	3,996	3,905	△ 91	

●その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	303	117	185
	債 券	30,117	29,366	750
	国 債	10,180	9,904	276
	地方債	6,889	6,746	143
	社 債	13,047	12,716	330
	そ の 他	4,583	4,400	183
	小 計	35,004	33,884	1,119
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	-	-	-
	債 券	7,302	7,506	△ 203
	国 債	4,705	4,771	△ 66
	地方債	-	-	-
	社 債	2,597	2,734	△ 136
	そ の 他	7,841	8,314	△ 472
	小 計	15,144	15,820	△ 675
合 計	50,149	49,705	443	

25. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券
該当する事項はありません。
26. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	売 却 額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	122	20	-
債 券	3,102	11	-
国 債	2,702	11	-
地方債	-	-	-
社 債	400	0	-
そ の 他	4,987	206	141
合 計	8,212	238	141

27. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、69百万円（うち、社債69百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、

取得原価に比べて時価が50%以上下落した場合、または、時価が30%以上50%未満下落した場合においては、過去の一定期間における時価の推移並びに当該発行会社の信用リスク等を勘案した基準により行っております。

28. 運用目的の金銭の信託
該当する事項はありません。
29. 満期保有目的の金銭の信託
該当する事項はありません。
30. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）
該当する事項はありません。
31. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、11,054百万円であり、このうち契約残存期間が1年以内のものが1,402百万円あります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

●繰延税金資産

(単位：百万円)

貸倒引当金	70
退職給付引当金	70
減価償却限度超過額	11
賞与引当金	12
役員退職慰労引当金	19
有価証券評価損	19
ゴルフ会員権評価額	4
そ の 他	45
繰延税金資産小計	252
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 103
繰延税金資産合計	148

●繰延税金負債

(単位：百万円)

その他有価証券評価差額金	122
繰延税金負債合計	122
繰延税金資産（負債）の純額	25

33. 表示方法の変更
「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

●損益計算書の注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額 24円94銭。

預金業務

■預金積金平均残高

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
当座預金	651	774
普通預金	37,077	41,045
貯蓄預金	38	42
通知預金	49	33
別段預金	283	273
納税準備預金	5	5
流動性預金計	38,106	42,175
定期預金 (うち固定金利定期預金)	49,996 (49,267)	51,880 (51,184)
(うち変動金利定期預金)	(729)	(695)
定期積金	2,254	2,100
定期性預金計	52,251	53,981
合計	90,358	96,157

■預金者別預金残高

(単位：百万円) (構成比)

	令和元年度	令和2年度
個人	69,270 (76.9)	72,323 (73.5)
法人 (一般法人)	20,817 (23.1)	26,089 (26.5)
(金融機関)	(63) (0.1)	(62) (0.1)
(公金)	(4,643) (5.1)	(7,669) (7.8)
合計	90,087 (100.0)	98,412 (100.0)

■定期預金残高

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
定期預金	47,957	51,723
固定金利定期預金	47,246	51,050
変動金利定期預金	711	672

融資業務

■貸出金平均残高

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
手形貸付	641	776
証書貸付	31,377	33,794
当座貸越	1,182	1,088
割引手形	247	172
合計	33,448	35,831

■貸出金固定金利及び変動金利残高

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
貸出金	34,205	36,810
固定金利	21,053	23,828
変動金利	13,152	12,981

■担保別内訳

(単位：百万円)

種類	貸出金		債務保証見返	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
当金庫預金積金	1,403	1,302	22	37
有価証券	—	—	—	—
不動産	4,926	4,370	10	8
信用保証協会	6,071	8,305	0	0
保証	9,306	9,402	523	332
信用	12,498	13,430	—	17
その他	—	—	—	—
合計	34,205	36,810	555	395

■貸出金残高内訳（業種別・会員別・用途別）

（単位：百万円）（構成比）

	令和元年度	令和2年度
農業・林業	488 (1.4)	481 (1.3)
漁業・水産養殖業	－ (－)	－ (－)
鉱業	－ (－)	－ (－)
建設業	1,627 (4.8)	1,703 (4.6)
製造業	1,821 (5.3)	2,029 (5.5)
卸売業・小売業	1,699 (5.0)	1,929 (5.3)
金融・保険業	7,256 (21.2)	8,246 (22.4)
不動産業	4,280 (12.5)	4,468 (12.1)
運輸通信業	978 (2.8)	1,131 (3.1)
電気・ガス・水道業等	580 (1.7)	492 (1.3)
サービス業	2,720 (8.0)	4,054 (11.0)
小計	21,453 (62.7)	24,537 (66.6)
地方公共団体	4,119 (12.0)	4,037 (11.0)
個人(住宅・消費・納税等)	8,632 (25.3)	8,236 (22.4)
合計	34,205 (100.0)	36,810 (100.0)
会員	20,672 (60.4)	22,479 (61.1)
会員外	13,532 (39.6)	14,331 (38.9)
設備資金	8,092 (23.7)	7,818 (21.2)
運転資金	16,946 (49.5)	19,844 (53.9)
住宅資金	5,940 (17.4)	6,023 (16.4)
消費者資金	3,226 (9.4)	3,124 (8.5)

代理業務

（単位：百万円）

	令和元年度	令和2年度
(独)住宅金融支援機構	309	282
(株)日本政策金融公庫	0	0
信金中央金庫	19	11
(独)福祉医療機構	1	0
合計	330	294

証券業務

■有価証券残高・平均残高

（単位：百万円）

	令和元年度		令和2年度	
	残高	平均残高	残高	平均残高
国債	14,132	13,409	14,885	14,742
地方債	8,351	8,662	6,889	7,673
社債	16,902	16,325	16,344	16,742
株式	311	98	315	207
外国証券	6,579	5,711	7,790	7,824
その他の証券	6,913	6,046	7,932	7,986
合計	53,191	50,254	54,158	55,176

■有価証券の残存期間別残高

（単位：百万円）

	1年以下		1年超 3年以下		3年超 5年以下		5年超 7年以下		7年超 10年以下		10年超		期間の定め のないもの		合計	
	令和 元年度	令和 2年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 元年度	令和 2年度
国債	3,026	2,415	4,061	2,619	2,746	2,133	448	－	－	－	3,849	7,717	－	－	14,132	14,885
地方債	1,420	603	2,038	3,302	4,148	2,450	207	－	216	319	320	214	－	－	8,351	6,889
社債	1,508	1,612	3,668	3,051	3,299	2,336	825	652	1,315	1,852	6,285	6,839	－	－	16,902	16,344
株式	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	311	315	311	315
外国証券	99	400	205	304	202	307	87	203	2,212	3,502	3,772	3,072	－	－	6,579	7,790
その他の証券	65	135	91	－	1,127	2,633	3,262	960	279	2,709	－	－	2,087	1,493	6,913	7,932

■有価証券・金銭の信託の時価等情報

売買目的有価証券 令和元年度・令和2年度共に該当ございません。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

種 類	令和元年度			令和2年度			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	
	地 方 債	—	—	—	—	—	
	社 債	700	713	13	700	711	11
	そ の 他	99	100	0	1,500	1,529	29
	小 計	799	814	14	2,200	2,240	40
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	
	地 方 債	—	—	—	—	—	
	社 債	100	99	△ 0	—	—	—
	そ の 他	3,296	2,749	△ 546	1,796	1,664	△ 132
	小 計	3,396	2,848	△ 547	1,796	1,664	△ 132
合 計	4,196	3,663	△ 533	3,996	3,905	△ 91	

その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

種 類	令和元年度			令和2年度			
	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	株 式	158	43	115	303	117	185
	債 券	34,020	33,090	929	30,117	29,366	750
	国 債	13,334	12,914	419	10,180	9,904	276
	地 方 債	8,351	8,156	194	6,889	6,746	143
	社 債	12,334	12,019	315	13,047	12,716	330
	そ の 他	4,815	4,511	303	4,583	4,400	183
	小 計	38,994	37,645	1,348	35,004	33,884	1,119
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	株 式	139	152	△ 13	—	—	—
	債 券	4,566	4,907	△ 340	7,302	7,506	△ 203
	国 債	798	802	△ 3	4,705	4,771	△ 66
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	3,768	4,105	△ 336	2,597	2,734	△ 136
	そ の 他	4,864	5,276	△ 412	7,841	8,314	△ 472
	小 計	9,570	10,336	△ 766	15,144	15,820	△ 675
合 計	48,565	47,982	582	50,149	49,705	443	

(注) 1. 非上場株式(貸借対照表計上額12百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 上記「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの 令和元年度・令和2年度共に該当ございません。

時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額

(単位：百万円)

内 容	貸借対照表計上額	
	令和元年度	令和2年度
非 上 場 株 式	12	12

運用目的の金銭の信託・満期保有目的の金銭の信託及びその他の金銭の信託

..... 令和元年度・令和2年度共に該当ございません。

経営指標

■最近5年間の主要な経営指標の推移

(単位：百万円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常収益	1,255	1,309	1,267	1,319	1,400
経常利益	230	276	238	269	234
当期純利益	176	155	171	194	156
出資総額	318	317	315	314	314
出資総口数(千口)	6,373	6,354	6,319	6,292	6,281
純資産額	7,220	7,197	7,374	6,844	6,887
総資産額	94,950	96,458	96,710	98,084	106,272
預金積金残高	86,298	87,917	88,063	90,087	98,412
貸出金残高	30,771	33,606	32,888	34,205	36,810
有価証券残高	47,781	48,036	50,645	53,191	54,158
単体自己資本比率(%)	19.53	19.99	20.31	17.42	17.94
出資に対する配当金(円) (出資1口当たり)	12,659,906 (2円)	12,672,528 (2円)	12,621,390 (2円)	12,570,601 (2円)	12,522,367 (2円)
役員数(人)	9	11	11	12	11
うち常勤役員数(人)	5	6	6	7	6
職員数(人)	79	78	77	74	74
会員数(人)	8,118	8,149	8,088	8,014	8,019

■資金運用収支の内訳

	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
資金運用勘定	95,524	101,398	1,156,970	1,234,559	1.21	1.21
うち貸出金	33,448	35,831	564,089	584,440	1.68	1.63
うち預け金	11,232	9,451	39,057	10,885	0.34	0.11
うち有価証券	50,254	55,176	542,439	626,794	1.07	1.13
資金調達勘定	90,484	96,224	20,762	22,576	0.02	0.02
うち預金積金	90,358	96,157	19,633	21,626	0.02	0.02
うち借入金	117	51	1,086	905	0.92	1.76

損益の状況

■業務粗利益

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
資金運用収支	1,136	1,211
資金調達収益	1,156	1,234
資金運用費用	20	22
役務取引等収支	24	21
役務取引等収益	111	107
役務取引等費用	86	85
その他業務収支	29	△35
その他業務収益	41	39
その他業務費用	11	74
業務粗利益	1,190	1,198
業務粗利益率	1.24%	1.18%

(注) 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100

■業務純益

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
業務純益	312	324
実質業務純益	320	330
コア業務純益	302	388
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	285	323

(注)

1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含めないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

■受取利息・支払利息の増減

(単位：百万円)

	令和元年度			令和2年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	28	△9	19	88	△12	76
うち貸出金	9	6	16	37	△16	20
うち預け金	△3	△6	△10	△2	△25	△28
うち有価証券	22	△9	13	54	30	84
支払利息	△6	8	2	0	0	1
うち預金積金	△6	8	2	1	0	1
うち借入金	0	△0	△0	△1	0	△0

(注)残高及び利率の増減要因が重なる部分については、残高による増減要因に含める方法により算出しております。

経営諸比率

■預金貸出金及び有価証券（期末残高）

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
預金	90,087	98,412
貸出金	34,205	36,810
有価証券	53,191	54,158

■職員1人当たり預金貸出金（期末残高）

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
預金	1,217	1,329
貸出金	462	497

■預貸率及び預証率（期末残高）

(単位：%)

	令和元年度	令和2年度
預貸率	37.96	37.40
預証率	59.04	55.03

■預貸率及び預証率（平均残高）

(単位：%)

	令和元年度	令和2年度
預貸率	37.01	37.26
預証率	55.61	57.38

■資金利鞘

(単位：%)

	令和元年度	令和2年度
資金運用利回	1.21	1.21
資金調達原価率	0.98	0.92
総資金利鞘	0.23	0.29

■総資産利益率

(単位：%)

	令和元年度	令和2年度
総資産経常利益率	0.27	0.23
総資産当期利益率	0.19	0.15

会員数、出資金、出資配当率

(人・百万円・%)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
会員数	個人	7,333	7,362	7,304	7,232	7,237
	法人	785	787	784	782	782
	合計	8,118	8,149	8,088	8,014	8,019
出資金	個人	270	269	268	267	266
	法人	47	47	47	47	47
	合計	318	317	315	314	314
配当率		4	4	4	4	4

職員等の状況

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
常勤役員数		5名	6名	6名	7名	6名
職員	男性職員	49名	46名	45名	42名	44名
	女性職員	30名	32名	32名	32名	30名
	職員数	79名	78名	77名	74名	74名
	平均年齢	38歳1ヵ月	36歳6ヵ月	37歳5ヵ月	38歳5ヵ月	39歳5ヵ月
平均勤続年数		14年2ヵ月	13年4ヵ月	14年2ヵ月	14年9ヵ月	15年7ヵ月

不良債権等への対応

リスク管理債権・金融再生法開示債権

リスク管理債権とは、「破綻先債権」及び「延滞債権」に加え、今後注意を要する「3ヵ月以上延滞債権」、債務者の経営再建等を図る目的として支援させていただいた「貸出条件緩和債権」であります。

自己査定上の「破綻先」に対する貸出金は「破綻先債権」、「実質破綻先」及び「破綻懸念先」に対する貸出金は「延滞債権」として開示を行うこととなっております。

また、金融再生法開示債権の保全状況も開示いたしております。

これにより透明度の高いディスクロージャーとなっております。

リスク管理債権の引当・保全状況

(単位：百万円)

区 分	残 高		担保・保証		貸倒引当金		保全率(%)	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
破 綻 先 債 権	12	1	12	1	—	—	100.00	100.00
延 滞 債 権	446	436	231	208	215	227	100.00	100.00
3ヵ月以上延滞債権	—	—	—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	388	366	133	129	9	9	36.93	37.83
合 計	846	804	376	340	224	236	71.07	71.70

(注)

- 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
 - 更生手続開始の申立てがあった債務者
 - 再生手続開始の申立てがあった債務者
 - 破産手続開始の申立てがあった債務者
 - 特別清算開始の申立てがあった債務者
 - 手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者
- 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
 - 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
- 3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
- なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
- 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっております。
- 保全率はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

(単位：百万円)

区 分	開示残高 (a)		保 全 額 (b)		担保・保証等による回収見込額 (c)		貸倒引当金 (d)		保全率(%) (b)/(a)		引当率(%) (d)/(a-c)	
	令和 元年度	令和 2年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 元年度	令和 2年度
金融再生法上の不良債権	846	804	601	576	376	340	224	236	71.07	71.70	47.87	50.99
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	12	1	12	1	12	1	-	-	100.00	100.00	100.00	100.00
危 険 債 権	446	436	446	436	231	208	215	227	100.00	100.00	100.00	100.00
要 管 理 債 権	388	366	143	138	133	129	9	9	36.93	37.83	3.81	3.86
正 常 債 権	33,948	36,433										
合 計	34,795	37,238										

不良債権等への
対応

(注)

1. 上記開示債権の内訳は、貸出金、債務保証、仮払金、未収利息です。
2. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
3. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
4. 要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当する貸出金をいいます。
5. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権以外の債権をいいます。
6. 金融再生法上の不良債権における貸倒引当金には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和元年度	54	62	-	※ 54	62
	令和2年度	62	68	-	※ 62	68
個別貸倒引当金	令和元年度	225	215	39	※ 186	215
	令和2年度	215	304	-	※ 215	304
合 計	令和元年度	280	277	39	※ 241	277
	令和2年度	277	372	-	※ 277	372

※洗い替えによる取崩額

貸出金償却の状況

(単位：百万円)

令和元年度	-
令和2年度	-

自己資本の充実の状況

自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和元年度	令和2年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	6,409	6,553
うち、出資金及び資本剰余金の額	314	314
うち、利益剰余金の額	6,107	6,252
うち、外部流出予定額 (△)	12	12
うち、上記以外に該当するものの額	△ 0	△ 0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	62	68
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	62	68
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	6,472	6,622
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	2	6
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	2	6
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	2	6
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	6,470	6,616
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	34,828	34,513
資産 (オン・バランス) 項目	34,334	34,214
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 1,650	△ 1,500
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,650	△ 1,500
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オフ・バランス取引等項目	493	299
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,310	2,358
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	37,138	36,871
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	17.42%	17.94%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実度に関する事項

これまで内部留保による資本の積上げ等を行なうことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っているとして評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる営業推進施策の収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

(単位：百万円)

項 目	令和元年度		令和2年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	34,334	1,373	34,214	1,368
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	34,334	1,373	34,214	1,368
現金	—	—	—	—
ソブリン向け	320	12	290	11
我が国の政府関係機関向け	15	0	15	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	3,719	148	3,498	139
法人等向け	17,663	706	18,182	727
中小企業等向け及び個人向け	3,830	153	3,684	147
抵当権付住宅ローン	1,182	47	1,214	48
不動産取得等事業向け	637	25	570	22
3ヵ月以上延滞等	6	0	—	—
取立未済手形	1	0	2	0
信用保証協会等による保証付	129	5	166	6
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	213	8	219	8
出資等のエクスポージャー	213	8	219	8
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	6,935	277	6,424	256
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	2,750	110	2,750	110
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	452	18	452	18
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	—	—	—	—
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,330	53	1,444	57
ルック・スルー方式	1,330	53	1,444	57
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,650	△ 66	△ 1,500	△ 60
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,310	92	2,358	94
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	36,644	1,465	36,572	1,462

(注)

1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「3ヵ月以上延滞等」とは元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

$$\text{〈オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法〉} = \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$
5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

自己資本の充実
の状況

信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

(1) リスクの管理方針及び手続の概要

信用リスクを管理すべき最重要のリスクの一つであると認識しております。与信業務の基本的な方針や体制等を明示した「信用リスク管理基本方針」を制定し、役職員に理解と遵守を促すとともに信用リスクを適切に評価・管理する態勢を構築しております。

信用リスクの分析・評価については、信用格付の整備とその活用に併せて厳格な自己査定を行うとともに信用リスクの定期的な計量化を実施しております。

信用リスクの管理については、業務運営委員会や常勤理事会において協議・検討を行うとともに、必要に応じて理事会への報告を行う等の体制を整備しております。

なお、貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当金基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

エクスポージャーの種類ごとの判定に使用する適格格付機関は以下の通りです。

- ・法人向けエクスポージャー（株格付投資情報センター（R&I）、株日本格付研究所（JCR）、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S&P）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（地域別・業種別・残存期間別）

（単位：百万円）

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高						3ヵ月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券			
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
国 内	90,067	97,012	34,758	37,171	38,797	37,573	4	—
国 外	6,795	7,895	—	—	6,795	7,895	—	—
地 域 別 合 計	96,862	104,907	34,758	37,171	45,593	45,468	4	—
製 造 業	1,959	2,152	1,840	2,040	100	100	—	—
農 業、林 業	488	481	488	481	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	1,663	1,769	1,663	1,769	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	6,478	5,591	580	492	5,898	5,098	—	—
情 報 通 信 業	631	655	0	0	600	600	—	—
運 輸、郵 便 業	1,179	1,349	979	1,149	199	199	—	—
卸 売 業、小 売 業	1,708	1,939	1,699	1,929	—	—	4	—
金 融 業、保 険 業	12,638	14,227	7,278	8,266	4,897	5,497	—	—
不 動 産 業	5,597	5,715	4,297	4,485	1,299	1,229	—	—
物 品 質 貸 業	8	5	8	5	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	8	58	8	58	—	—	—	—
宿 泊 業	86	23	86	23	—	—	—	—
飲 食 業	738	1,660	738	1,660	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	240	399	240	399	—	—	—	—
教育、学習支援業	54	49	54	49	—	—	—	—
医 療、福 祉	1,867	1,838	1,067	1,038	800	800	—	—
その他のサービス	7,104	8,079	964	1,037	5,996	6,993	—	—
国・地方公共団体等	29,920	28,986	4,119	4,037	25,801	24,949	—	—
個 人	8,642	8,245	8,642	8,245	—	—	—	—
そ の 他	15,843	21,678	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計	96,862	104,907	34,758	37,171	45,593	45,468	4	—
1 年 以 下	8,822	7,332	2,745	2,194	6,011	5,002	—	—
1 年 超 3 年 以 下	12,486	12,349	2,116	2,725	9,778	9,123	—	—
3 年 超 5 年 以 下	14,914	13,997	3,668	4,325	10,118	7,038	—	—
5 年 超 7 年 以 下	8,950	5,379	4,123	3,578	1,563	840	—	—
7 年 超 10 年 以 下	12,209	18,986	8,086	10,660	3,843	5,616	—	—
10 年 超	28,042	31,310	13,765	13,464	14,277	17,846	—	—
期間の定めのないもの	3,887	3,227	252	222	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計	96,862	104,907	34,758	37,171	45,593	45,468	—	—

自己資本の充実
の状況

*信用リスクエクスポージャーの債券の期末残高は上記の国債・地方債・社債等の有価証券残高を計上しております。
*「エクスポージャー」とは資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債権者に係るエクスポージャーのことであり、
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、その他資産等が含まれております。
4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
前掲（40ページ）「貸倒引当金の内訳」を参照願います。

八. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個 別 貸 倒 引 当 金										貸 出 金 償 却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	令和 元年度	令和 2年度	令和 元年度	令和 2年度	目的使用 令和 元年度	目的使用 令和 2年度	その他 令和 元年度	その他 令和 2年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 元年度	令和 2年度
製 造 業	39	-	-	-	39	-	-	-	-	-	-	-
農 業、林 業	28	48	48	41	-	-	※28	※48	48	41	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	33	45	45	65	-	-	※33	※45	45	65	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸 売 業、小 売 業	67	65	65	63	-	-	※67	※65	65	63	-	-
金 融 業、保 険 業	-	-	-	76	-	-	-	-	-	76	-	-
不 動 産 業	51	51	51	51	-	-	※51	※51	51	51	-	-
物 品 賃 貸 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿 泊 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飲 食 業	0	-	-	-	-	-	※0	-	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教 育 ・ 学 習 支 援 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	4	4	4	4	-	-	※4	※4	4	4	-	-
その他サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	225	215	215	304	39	-	186	215	215	304	-	-

※洗替えによる取崩額

- (注) 1. 国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. リスク・ウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウエイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和元年度		令和2年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	21,873	7,366	21,421	14,706
10%	3,300	1,611	3,000	3,642
20%	10,820	6,227	12,316	3,522
35%	1,288	2,617	776	2,725
50%	11,115	-	11,090	-
75%	500	3,465	600	3,114
100%	6,862	18,534	7,414	19,468
150%	1,000	4	1,000	-
200%	-	-	-	-
250%	100	-	200	-
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合 計	96,689		105,000	

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウエイトに区分しております。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
*リスク・ウエイトとは
自己資本比率を算出する際の分母に相当する額（リスク・アセット額）を求めるために使用する資産や債務者の種類毎の掛目のことです。
自己資本比率の算出にあたっては予め定められたリスク・ウエイトを使用する標準的手法を採用しております。
*適格格付機関について
外部格付（適格格付機関）として以下の4社をリスク・ウエイトの判定に利用しております。
①株式会社格付投資情報センター（R&I）
②株式会社日本格付研究所（JCR）
③スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S&P）
④ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）

自己資本の充実
の状況

信用リスク削減手法に関する事項

リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。但し、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、様々な角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただくなど、適切な取り扱いに努めております。

パーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金があり、担保に関する手続については、金庫が定める規程等により、適切な事務取り扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う保証には、適格格付機関が付与している格付により信用度を判定する一般社団法人しんきん保証基金があります。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める規程や各種約定書等により、適切な取り扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保 証	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,307	1,273	4,407	4,471		
①ソブリン向け	—	—	—	—		
②金融機関向け	—	—	—	—		
③法人等向け	606	679	—	—		
④中小企業等・個人向け	691	583	3,618	3,694		
⑤抵当権付住宅ローン	—	—	788	776		
⑥不動産取得等事業向け	10	10	—	—		
⑦3ヵ月以上延滞等	—	—	—	—		

(注) 適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

*適格金融資産担保について

定期預金及び定期積金を担保としている貸出金について、担保額を信用リスク削減額とします。担保額については貸出債権残高を上限とし、定期預金は元金、定期積金は掛込残高の範囲内としております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ございません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当ございません。

オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナルリスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから生じる損失にかかるリスク」と定義しています。オペレーショナルリスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

また、これらリスクに関しましては、業務運営委員会等において協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣による理事会等への報告態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

基礎的手法を採用しております。

出資等エクスポージャーに関する事項

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び予想損失額によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況については常勤理事会に定期的に諮り、投資継続の是非等を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。なお、取引にあたっては、「余裕資金運用基準」に基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

■ 貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	395	—	416	—
非上場株式等	452	—	452	—
合 計	847	—	868	—

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

■ 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
売却益	9	20
売却損	—	—
償 却	—	—

■ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
評価損益	101	200

■ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
該当ございません。

リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	6,709	8,017
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1,250％）を適用するエクスポージャー	—	—

金利リスクに関する事項

○金利リスク

金利リスクとは、金融機関が保有する資産・負債のうち、預金、貸出金、有価証券等の市場金利の影響を受ける勘定について、金利の変動（金利ショック）により経済的価値が減少するリスクのことです。

○銀行勘定の金利リスク（IRRBB）

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番	金利ショックシナリオ	イ		ロ	
		Δ EVE		Δ NII	
		令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
1	上方パラレルシフト	4,390	4,837	195	174
2	下方パラレルシフト	0	0	20	36
3	スティープ化	3,046	3,575		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	上記のうち最大値	4,390	4,837	195	174
		ホ		ヘ	
		令和元年度		令和2年度	
8	自己資本の額	6,470		6,622	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

○定性的な開示事項

(1) 金利リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクのうち、銀行勘定の金利リスク（以下、IRRBB：Interest Rate Risk in the Banking Book）については、モニタリング体制の整備などにより、厳正な管理に努めております。

毎月末を基準日として、月次で VaR（バリュー・アット・リスク）による金利リスク量及び銀行勘定の金利リスク量（Δ EVE 及び Δ NII）を算出し、それぞれ常勤理事会等に報告のうえ、リスクの検証並びに自己資本に対するリスク量のコントロールを行い、健全性の確保に努めております。

なお、当金庫では、ヘッジ取引を行っておりません。

(2) 金利リスク算定手法の概要

① Δ EVE（銀行勘定のうち、金利ショックによる経済的価値の減少額）及び Δ NII（金利ショックに対する算定基準日から12ヵ月を経過する日までの金利収益減少額）の算定における前提条件は以下のとおりになります。

- ・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性預金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- ・固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、ともに想定しておりません。
- ・IRRBB の算出にあたり、Δ EVE は通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しております。
- 一方、Δ NII は通貨別に算出した金利リスクの値の正負に関係なく単純合算しております。
- なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮しておりません。
- ・IRRBB の算出にあたり、Δ EVE 及び Δ NII では預貸金にスプレッドを含めず、有価証券には含めて算出しております。
- ・内部モデルは、使用しておりません。

当期の Δ EVE の算出結果は、自己資本額の20%を超えておりますが、金利リスクの顕在時においても十分な自己資本額の余裕を確保しており、国内基準金融機関の最低所要自己資本額以上を維持するものと認識しております。

② Δ EVE 以外の金利リスクの算定手法の概要

Δ EVE の他に金利リスク量を VaR により算定するとともに、リスク資本配賦額の範囲内でアラームポイントを設定し、リスク管理を行っております。

VaR の算出にあたっては、金利変動が正規分布になると仮定する「分散共分散法」（保有期間120日、観測期間5年、信頼水準99%）にて算定しております。

【VaR（バリュー・アット・リスク）】

過去の一定期間の金利・株価・為替等の変動データに基づき、将来のある一定期間のうちに、ある一定の確率で発生し得る最大損失額を統計的に計測する手法のことです。

沿革

大正9年8月14日	有限責任庄原信用組合許可 (昭和14年 四種兼営に移り、戦時、農業会法の施行により解散)	平成13年4月2日	損害保険商品の窓口販売取扱開始
昭和22年10月8日	創立総会開催	平成13年11月26日	「ひろしまネットサービス (HNS)」 取扱開始
昭和23年2月1日	有限責任 庄原信用組合として設立許可	平成14年10月15日	生命保険窓口販売取扱開始
昭和24年4月	市街地信用組合として組織変更	平成15年4月21日	預金量 800億円達成
昭和24年7月18日	設立登記	平成16年1月19日	マルチペイメント取扱開始
昭和26年	信用金庫法施行により改組申請 昭和26年12月内認可	平成18年6月7日	広島県国民年金基金加入申込受理業務の取扱開始
昭和27年1月16日	大蔵大臣より信用金庫法による免許	平成19年10月8日	創立60周年記念日
昭和27年10月	比和支店 開設	平成20年6月27日	森信正敏 理事長就任
昭和29年5月	西城支店 開設	平成20年12月9日	公立大学法人県立広島大学との包括協定調印式
昭和39年12月	西城支店 新築落成	平成21年1月22日	営業地区拡張認可 (広島市安佐南区)
昭和40年5月	口和出張所 開設	平成21年2月20日	口和支店廃止 (本店営業部承継)
昭和43年1月8日	三河内政美 理事長就任	平成22年4月6日	東城支店開設
昭和49年4月	本店 新築落成	平成24年4月1日	「みどりしんきんのなんでも相談」制度創設
昭和54年4月28日	預金量 100億円達成	平成25年10月5日	みどりしんきん誕生20周年記念式 “地域一番を目指して” 決起大会
昭和55年12月	口和出張所 支店昇格	平成25年11月24日	サングリーン相談コーナー 「きんさいベルデ」開設
昭和57年2月5日	森信吟二 理事長就任	平成26年6月10日	株式会社日本政策金融公庫との業務提携締結
昭和58年6月3日	地区拡張 (中財金第92号)	平成26年8月8日	サングリーン出張所オープン
昭和59年5月31日	証券業務取扱認可 (蔵証第3273号)	平成27年4月13日	庄原市役所包括協定調印式
昭和61年3月24日	西城支店 (拡張建替) 新築落成	平成27年6月16日	光永義則 理事長就任
昭和61年11月29日	預金量 200億円達成	平成27年6月26日	営業地区拡張認可 (広島県内全域)
昭和61年12月1日	高野出張所 新設落成	平成28年6月1日	「三次市における高齢者等見守り活動に関する協定書」の締結
昭和62年10月8日	創立40周年記念式典	平成28年12月6日	庄原市「避難所施設利用に関する覚書」の締結
昭和63年6月1日	地区拡張 (中財金第113号)	平成29年2月6日	株式会社商工組合中央金庫との業務協力の覚書締結
昭和63年11月2日	比和支店 新築落成	平成29年6月19日	創立70周年祝賀会
平成1年8月1日	高野出張所 支店昇格	平成29年10月8日	創立70周年記念日
平成3年3月26日	預金量 300億円達成	平成29年10月30日	三次支店店舗新築オープン
平成3年8月1日	両替業務の開始認可	平成29年11月19日	創立70周年記念講演会
平成3年11月11日	本店 日本銀行当座預金取引開始	平成30年6月25日	三次市と三次市域における文化・観光・まちづくり推進に関する連携協定締結
平成4年12月1日	本店 日本銀行歳入代理店承認	平成30年8月15日	預金量900億円達成
平成5年4月6日	三次信用金庫と合併調印式	平成30年10月31日	サングリーン出張所廃止
平成5年6月1日	西城・高野支店 日本銀行歳入代理店承認	平成31年4月15日	「高齢者安心サポートサービス」取扱開始
平成5年11月1日	広島みどり信用金庫 誕生	令和元年7月1日	窓口営業時間変更 (比和支店・東城支店・畠敷支店)
平成5年12月27日	預金量 600億円達成	令和2年4月1日	窓口営業時間変更 (西城支店・高野支店・三良坂支店)
平成6年6月1日	営業地区拡張 (広島市安佐北区) (中財金二第70号)	令和2年7月9日	広島県しんきん事業承継ネットワークに関する協定締結
平成6年7月1日	比和・口和支店 日本銀行歳入代理店承認	令和2年8月14日	創業100周年記念日
平成6年7月1日	三次・十日市・畠敷・三良坂支店 日本銀行歳入代理店承認	令和2年10月30日	預金量1,000億円達成
平成7年4月3日	西日本建設業保証(株)取扱開始	令和3年6月18日	小林明宗 理事長就任
平成8年12月20日	本店増築工事竣工		
平成9年9月30日	預金量 700億円達成		
平成9年10月7日	みどりしんきん創立50周年記念式典		
平成11年3月29日	郵貯 ATM との相互接続スタート		
平成11年11月29日	三良坂支店店舗新築移転オープン		
平成12年3月6日	デビットカードサービス取扱開始		
平成12年8月21日	十日市支店店舗新築オープン		
平成12年12月4日	しんきんゼロネットサービス取扱開始		
平成13年3月5日	スポーツ振興くじ払戻し業務取扱開始		

索引

省令による開示項目

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	
①事業の組織	11
②理事・監事の氏名及び役職名	11
③事務所の名称及び所在地	12
2. 金庫の主要な事業の内容	11
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1)直近の事業年度における事業の概況	29
(2)直近の5事業年度における主要な事業の状況	
・経常収益・経常利益・当期純利益	37
・出資総額及び出資総口数	37
・純資産額・総資産額	37
・預金積金残高・貸出金残高・有価証券残高	37
・単体自己資本比率	4・37
・出資に対する配当金・配当率	37・38
・職員数	37・38
(3)直近の2事業年度における事業の状況	
①主要な業務の状況を示す指標	
・業務粗利益及び業務純益等	37
・資金運用収支、役員取引等収支、及びその他業務収支	37
・資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	37・38
・受取利息及び支払利息の増減	38
・総資産経常利益率・総資産当期利益率	38
②預金に関する指標	
・預金種目別平均残高	34
・預金者別預金残高	34
・定期預金金利区分別残高	34
③貸出金等に関する指標	
・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	34
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	34
・担保の種類別（当金庫預金積金、有価証券、不動産、保証及び信用の区分）の貸出金残高及び債務保証見返額	34
・使途別（設備資金及び運転資金の区分）の貸出金残高	35
・業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	35
・預貸率の期末値及び期中平均値	38
④有価証券に関する指標	
・商品有価証券の種類別の平均残高	該当なし
・有価証券の種類別の平均残高	35
・有価証券の残存期間別残高	35
・預証率の期末値及び期中平均値	38

4. 金庫の事業の運営に関する事項	
・法令遵守態勢（コンプライアンス）	23
・金融ADR制度への対応	25
・リスク管理の態勢	21
・中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況	7
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況	
(1)貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	29・30
(2)リスク管理債権の状況	39
①破綻先債権に該当する貸出金	39
②延滞債権に該当する貸出金	39
③3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	39
④貸出条件緩和債権に該当する貸出金	39
(3)自己資本の充実の状況	41~46
・自己資本の構成に関する事項	41
・自己資本の充実度に関する事項	42
・信用リスクに関する事項	43
・信用リスク削減手法に関する事項	45
・証券化エクスポージャーに関する事項	45
・オペレーショナル・リスクに関する事項	45
・出資等エクスポージャーに関する事項	45
・リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	46
・金利リスクに関する事項	46
(4)有価証券、金銭の信託に関する価額・時価及び評価損益	36
(5)規則第102条第1項第5号に掲げる取引	該当なし
(6)貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	40・44
(7)貸出金償却の額	40・44
(8)貸借対照表等について会計監査人の監査を受けている旨	29
(9)財務諸表作成に係る内部監査等の適正性・有効性等の確認	29
(10)金融再生法に基づく開示債権の状況	4・40
6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	26
7. 金庫の子会社等に関する事項	該当なし

自主開示項目

・基本方針	2
・自動機器設置状況	12
・会員数	38
・職員1人当たり預金・貸出金残高	38
・預金者別預金残高	34
・手数料一覧	19~20
・業務・商品・サービスの案内	13~18
・地域と当金庫の関わり	5~6
・トピックス	10
・お客様情報の管理について	24
・内部管理態勢について	23

